



「人がまちをつくり まちが人を育む

～ 学びあい つながり 響きあうまち いわくら～」

岩倉市教育委員会教育長 野木森 広

本市では、平成 29 年 3 月に 10 年間の計画期間として、「岩倉市教育振興基本計画」を策定し、「人がまちをつくり まちが人を育む ～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～」を基本理念とし、教育行政の充実と推進に取り組んでまいりました。

この計画を策定して以降、I o T や A I、ビッグデータ等の技術革新が進展し、S o c i e t y 5. 0（超スマート社会）の到来が予想され、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活にも大きな影響が生じました。学校教育の場でも G I G A スクール構想に基づき、I C T 環境が整備されるとともに、対面での教育の重要性が改めて認識されています。

こうした急速に変化する時代において、子どもたち一人ひとりが変化に柔軟に対応しながらも、多様性を認め合う豊かな人間性を育てていくことが一層重要になります。そして「未来のまちづくり人」である子どもたちの成長を社会全体で支え合っていかなければなりません。

さらに、人口減少・高齢化・人生 100 年時代が到来する中、生涯にわたって学び合い、地域や社会に役立てることができる居場所のある環境づくりも求められています。

このたび、このような社会の動向に対応し、子育てや教育環境の充実を図るとともに、多様な文化・芸術・スポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につながる環境づくりを推進していくため、「岩倉市教育振興基本計画」の改訂を行いました。

新しい生活様式、I C T の活用等、社会の変化に対応するとともに、多様な主体が協働するマルチパートナーシップにより、一層の教育施策の充実に取り組んでまいります。

最後に、この計画の改訂にあたり、岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

目 次

第1章 岩倉市教育振興基本計画の改訂について	1
1 改訂の背景と目的	1
2 計画の性格	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の方向性	3
第2章 岩倉市の教育を取り巻く動向	6
1 社会情勢について	6
2 国・県の教育政策の動向	10
3 岩倉市の動向	11
4 岩倉市教育振興基本計画の推進状況	14
5 岩倉市の教育における課題と今後の重点	23
第3章 施策の方向性	27
基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進	27
施策1 子育て支援の推進	27
施策2 確かな学力の育成	29
施策3 豊かな心・たくましい体の育成	32
施策4 給食等を通じた食育の推進	36
施策5 学校における教育体制の整備	37
施策6 安心して学べる環境づくり	39
基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開	40
施策1 保護者・家庭の教育力の向上	40
施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成	41
施策3 青少年の健全育成活動の展開	42
基本目標3 生涯を通じた学びあいの定着	43
施策1 市民の生涯学習活動を支える環境づくり	43
施策2 現代的課題に対応した学習の推進	44
施策3 市民の主体的活動の活性化	45
施策4 図書館サービスの充実	46

基本目標 4	文化・芸術を育む風土の醸成	48
施策 1	文化・芸術にふれる機会の充実	48
施策 2	「音楽のあるまちづくり」の推進	49
施策 3	文化・芸術活動を促進する環境整備	50
基本目標 5	地域の歴史・文化の次世代への継承	51
施策 1	岩倉市固有の文化に対する理解促進	51
施策 2	地域の伝統文化の保存・継承	52
施策 3	文化財の保存と活用	53
基本目標 6	豊かなスポーツライフの実現	54
施策 1	市民主体のスポーツ活動の活性化	54
施策 2	競技スポーツの振興	56
施策 3	スポーツ環境の整備	57
第 4 章	推進体制及び数値目標	58
1	計画の推進体制	58
2	計画の評価・検証体制	59
3	数値目標一覧	60
資料編		64
1	策定の経過	64
2	検討組織	65
3	用語集	68

第1章 岩倉市教育振興基本計画の改訂について

1 改訂の背景と目的

平成29年3月に策定した「岩倉市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とし、「人がまちをつくり まちが人を育む ～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～」を基本理念に掲げ、各種教育施策を推進してきました。本計画に掲げた施策及び具体的な取組内容ごとに、毎年度、点検・評価を行い、その結果を次年度に反映させるとともに広く公表し、本市のめざす教育の実現に向けた取組を進めています。

本計画の策定以降の動きとしては、国において平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が策定されました。これまでの「第2期教育振興基本計画」で掲げられていた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築をめざすという理念を引き継ぎつつ、人口減少や高齢化、技術革新やグローバル化がより一層進展することが見込まれる2030年（令和12年）以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されています。

さらに、愛知県においても、令和3年2月に「あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—」が策定されました。それまでの基本理念を継承しつつ、時代の状況や社会の変化に伴う新たな課題や、今後育むことが求められる資質・能力等を見据えて策定されています。

岩倉市（以下「本市」という。）においても、令和3年3月に、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第5次岩倉市総合計画」を策定し、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」という基本理念のもと、将来都市像「健康で明るい緑の文化都市」の実現に向けた総合的な取組を推進しています。

このような国、愛知県、本市の動きとともに、変化する社会情勢やこれまで推進してきた本計画の進捗状況からみる現状・課題等を踏まえ、本計画の基本理念や本市がめざす教育目標を継承し発展させるため、今後5年間で取り組むべき施策を明らかにし、本計画の改訂を行うものとします。

2 計画の性格

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

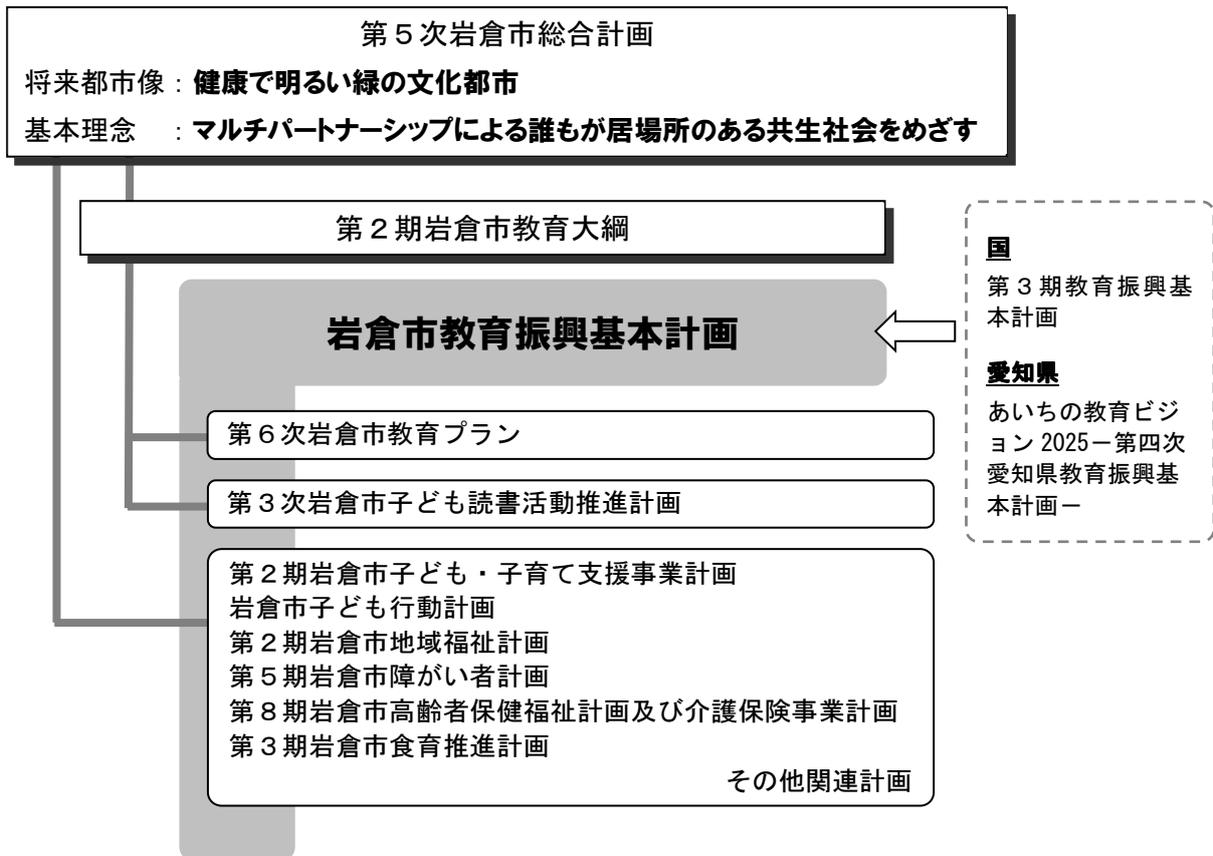
また、本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として本市で策定している「岩倉市教育大綱」との整合を図りながら、改訂するものとします。

3 計画の位置付け

本計画は、国の「第3期教育振興基本計画」や、愛知県の「あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—」等の内容を踏まえて策定します。

また、本計画は、「第5次岩倉市総合計画」の学校教育・生涯学習分野に関する具体的な部門別計画として位置付け、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

■計画の関連イメージ



■関連計画の期間等

	計画名
国	「第3期教育振興基本計画」(平成30年度～令和4年度)
愛知県	「あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—」(令和3年度～令和7年度)
岩倉市	「第5次岩倉市総合計画」(令和3年度～令和12年度) 「第2期岩倉市教育大綱」(令和4年度～令和8年度) 「第6次岩倉市教育プラン」(令和4年度～令和8年度) 「第3次岩倉市子ども読書活動推進計画」(令和3年度～令和7年度) 「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度) 「岩倉市子ども行動計画」(平成30年度～令和4年度) 「第2期岩倉市地域福祉計画」(平成30年度～令和4年度) 「第5期岩倉市障がい者計画」(平成30年度～令和5年度) 「第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(令和3年度～令和5年度) 「第3期岩倉市食育推進計画」(令和2年度～令和6年度)

4 計画の期間

平成 29 年度から令和 3 年度までの取組状況や社会情勢の変化をもとに令和 3 年度に改訂を行い、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間における新たな取組を示します。

■計画期間

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
岩倉市教育振興基本計画	策定											
							改訂					策定

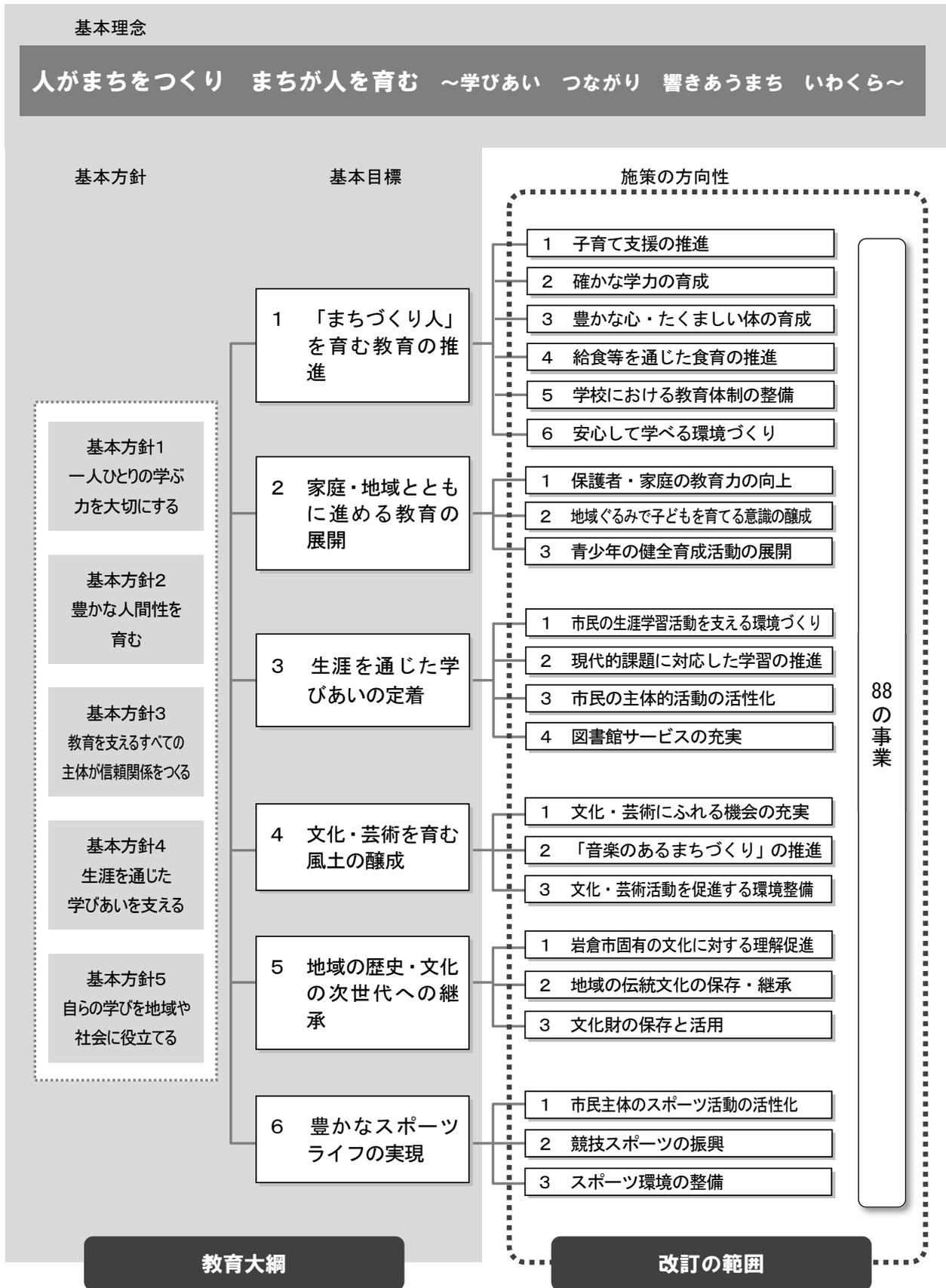
5 計画の方向性

本計画は、岩倉市教育大綱との整合を図りながら、平成29年3月に策定した以下の基本理念、基本方針及び基本目標は、原則として継承し、総合的に施策・事業を推進します。

区分	内容
基本理念	人がまちをつくり まちが人を育む ～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～
基本方針	<p>基本方針 1 一人ひとりの学ぶ力を大切にする 自ら学ぼうとする意欲を育てる視点を大切にし、個々が主体的に学ぶ力を高めることを重視して各種の取組を推進します。</p> <p>基本方針 2 豊かな人間性を育む 学校・家庭・地域において、多様な価値観の中で相手を思いやる心や自分を大切にする気持ち等を育てる教育を進めます。また、文化・芸術活動やスポーツ活動、伝統文化の継承活動等を通じた、仲間とのコミュニケーション、感動する心の育みを大切にします。</p> <p>基本方針 3 教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる 子ども、学校、家庭、地域、行政等のすべての主体が、相互に信頼関係をもって、それぞれが役割を果たしながら岩倉市の教育・生涯学習等に取り組みます。</p> <p>基本方針 4 生涯を通じた学びあいを支える 子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学びあうことができるような環境づくり、機会づくりを進めます。</p> <p>基本方針 5 自らの学びを地域や社会に役立てる 人と関わる中で、学んだことを地域社会や他者のために活用し、そしてまた自分自身も役立ち感をもっていきいきと活躍することで「居場所」があると感じることができる環境づくりを進めます。</p>

区分	内容
基本目標	<p>1 「まちづくり人」を育む教育の推進</p> <p>幼稚園、保育園、認定こども園において、家庭との連携のもとに子どもたちの他者を思いやる心を育てるとともに、きまりを守り、規則正しく生活する習慣を定着させるように努めるなど、心身の健やかな発達を支援します。</p> <p>また、学校においては、子どもたちの自ら考え行動できる確かな知性、他者を思いやり助け合える心、たくましく健康な体を育む教育を進めます。さらに、このような教育を支える教員の授業技術の向上を図るとともに、家庭や地域に信頼され、子どもたちが安心して学べる教育環境を整備します。</p>
	<p>2 家庭・地域とともに進める教育の展開</p> <p>子どもたちの教育において、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう、家庭教育への支援を図るとともに、地域の教育力を学校の教育活動に生かします。また、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てるコミュニティづくりを推進します。</p>
	<p>3 生涯を通じた学びあいの定着</p> <p>誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や環境の整備を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に努めます。あわせて、生涯学習活動を個人だけの活動にとどめず、その過程や成果が社会に還元され、まちづくりに生かされるような仕組みづくりを進めます。</p>
	<p>4 文化・芸術を育む風土の醸成</p> <p>文化・芸術活動を通じて市民が心豊かな生活を送ることができるよう、活動環境の整備や、市民が主体的に文化・芸術活動に関わることができる機会の創出を図ります。</p> <p>また、本市でこれまで取り組んできた音楽文化の特徴を生かし、音楽に親しみ、音楽を楽しむ市民を増やし、生活の中に音楽が根付く「音楽のあるまちづくり」を進めます。</p>
	<p>5 地域の歴史・文化の次世代への継承</p> <p>本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、史跡公園や郷土資料室・展示室等を活用し、市民が文化財等にふれる機会の充実に努めます。また、市民共通の財産である山車・からくり人形・お囃子や祭り等の地域の伝統文化についても、地域主体による維持・継承活動を支援します。</p>
	<p>6 豊かなスポーツライフの実現</p> <p>スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別等、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフの実現をめざします。市民が気軽にスポーツに親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ活動に参加する機会の充実と環境の整備を図ります。</p>

■施策の体系及び本計画の改訂の範囲



第2章 岩倉市の教育を取り巻く動向

1 社会情勢について

(1) 人口減少・高齢化・人生100年時代について

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、人口減少、少子高齢化の傾向が続いています。日本は世界の中でも健康寿命が世界一となっており、「人生100年時代」が到来する中、生涯にわたる学習によって長い人生を充実させていくための「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要になっています。

また、平成30年12月に中央教育審議会が答申した「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、今後の社会教育のあり方として、人口減少やコミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、「『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとされ、その上で、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」が提示されています。

(2) Society 5.0^{※1}（超スマート社会）について

Society 5.0は、人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する社会の姿と定義されています。日常生活の中でICT（情報通信技術）^{※2}を用いることが当たり前になり、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」を生きる子どもたちが、学びにおいてもICTを十分に活用できるようにしていくことが重要です。

現在の学校ICT環境の整備は、社会全般でみても大きく遅れていると言われており、国は、令和元年12月に児童生徒1人1台端末の整備と高速大容量の通信ネットワーク整備を一体的に進める「GIGAスクール構想」を発表し、5年間で計画を進めることとしていました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの学校で臨時休業となったことを受け、令和2年度に前倒し各種整備が実施されました。

※1 Society 5.0

IOT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

※2 ICT（情報通信技術）

「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略称で、IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。

(3) グローバル化・国際的視点について

社会や経済のグローバル化が進み、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。また、外国にルーツをもつ児童生徒が増加する中、国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認め合い、互いの人権を尊重し、共生していく意識がますます重要となります。

また、新学習指導要領により、令和2年度から「外国語活動」が小学校3、4年生で必修に、小学校5、6年生では「外国語（英語）科」が教科として導入されています。グローバル社会の中で英語を用いて多様な人々とコミュニケーションがとれるようになるため、英語教育の重要性も高まっています。

(4) 教育格差・子どもの貧困について

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、様々な取組が進められています。近年、相対的貧困率は改善傾向がみられるものの、依然として生活保護世帯や一人親世帯における経済的困窮、学歴などによる生涯賃金の格差が次の世代の貧困へ連鎖することなどが懸念されています。

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、スクールソーシャルワーカー^{※3}による対応実績のある学校の割合や全世帯の子どもの高等学校中退率、子どもの貧困率等、39の指標が設定されています。この大綱では、指標の改善に向けた重点施策の中の「教育の支援」として、「地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」「特に配慮を要する子供への支援」「地域における学習支援等」といった施策が掲げられています。

(5) 教職員の働き方改革について

質の高い学校教育は、高い意欲や能力をもった教職員の努力により支えられています。しかし、一方で学校に多様な役割が求められるようになったことなどを背景に教職員の長時間勤務が問題となっています。

このような中、中央教育審議会は平成31年1月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめました。岩倉市教育委員会ではこの答申を踏まえ、令和元年10月に「岩倉市小中学校教職員働き方改革基本方針」を策定し、さらに、「岩倉市学校管理規則」第26条を改正し、業務量の適切な管理等について明記しました。教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするため、学校における働き方改革に取り組んでいくこととしています。

^{※3} スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識を有する社会福祉士等で、子どもや家庭が置かれた様々な環境の問題（不登校・いじめ・虐待等）の背景や原因を見極め、子どもや家庭に働きかけるだけでなく、福祉機関等と連携して問題解決に向け働きかけを行う職員のこと。

(6) 新型コロナウイルス感染症について

令和2年、国内外において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しました。令和2年2月から5月にかけて、子どもたちや教職員、また、その家族等への感染を防ぐ観点から、多くの学校で臨時休業の措置がとられました。この間、児童生徒においては学習の遅れや体力の低下、行事や部活動等の中止・休止によるストレスの増加など、様々な問題が生じることが懸念されました。一方では、ICT等を活用したオンライン学習に取り組む動きが加速し、多様な教育活動に対する意識が高まっています。

生涯学習や文化・芸術・スポーツ活動等の分野においても、イベントや事業の中止、施設の休館、利用人数の制限等を余儀なくされ、十分な活動ができない状況となりました。

未だ終息の見通しは立っておらず、様々な場面において当面は感染症対策の徹底が求められています。中長期的に新型コロナウイルス感染症と向き合う中、学校教育や生涯学習、文化・芸術・スポーツ活動のあり方について、継続して検討する必要があります。

(7) 新たな教育の方向性について

平成28年度に改訂された学習指導要領は、小学校で令和2年度から、中学校で令和3年度から全面的に実施されています。この学習指導要領では、これからの教育課程の理念として「社会に開かれた教育課程」を実現していくことや、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点から授業を改善していくこと等が示されています。

また、令和3年1月に中央教育審議会が取りまとめた『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、デジタルかアナログか、遠隔か対面かなど、どちらかだけを選択するのではなく、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくことの重要性が提言されています。

これらの国が示した新たな学びの方向性についても取り入れていく必要があります。

(8) 持続可能な開発目標(SDGs※4)について

2015年(平成27年)に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。2030年(令和12年)までの国際目標として、17の目標、169のターゲットを掲げており、わが国でも積極的に取り組んでいます。

また、2002年(平成14年)の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグサミット)で我が国が提唱した「持続可能な開発のための教育(ESD※5)」は、SDGsの中では、目標4「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.7に位置付けられています。

一方で、ESDは、ターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、SDGsの17すべての目標の実現に寄与するものであることが2020年(令和2年)の第74回国連総会でも確認されており、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

■持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標



※4 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な世界を実現するための環境、エネルギー、教育、ジェンダーなどの合計17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

※5 ESD

「Education for Sustainable Development」の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。

2 国・県の教育政策の動向

(1) 第3期教育振興基本計画の概要

「第3期教育振興基本計画」は、平成30年6月に閣議決定された、我が国の教育政策の基本的な方針を示した計画であり、計画期間は平成30年度から令和4年度までとなっています。この計画では、第2期計画の「自立」、「協働」、「創造」の方向性を継承しながら、2030年（令和12年）以降の社会を展望した教育政策を次のとおり重点化しています。

■第3期教育振興基本計画の概要

【個人と社会の目指すべき姿】

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

【教育政策の重点事項】

- 「超スマート社会（Society5.0）」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

【今後の教育政策に関する基本的な方針】

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 第四次愛知県教育振興基本計画の概要

「あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—」は、令和3年2月に策定され、計画期間は令和3年度から令和7年度までとなっています。この計画における「基本理念」や「基本的な取組の方向」は、愛知県の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付けられています。

■あいちの教育ビジョン2025—第四次愛知県教育振興基本計画—の基本理念・取組の方向

【基本理念】

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と、「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

【基本的な取組の方向】

- ①自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
- ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
- ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます
- ④ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます
- ⑤世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
- ⑥子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます
- ⑦大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

3 岩倉市の動向

(1) 総合計画における関連分野の概要

総合計画は、本市の最上位に位置付けられる中・長期の計画であり、令和3年3月には、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第5次岩倉市総合計画」を策定しました。将来都市像として「健康で明るい緑の文化都市」を掲げており、これは昭和50年以来45年間、本市の普遍的なあるべき姿として、新しい時代に対応して今後とも継承・発展させるものと位置付けています。

また、基本理念は「第4次岩倉市総合計画」で掲げた「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を継承しつつ、その発展形の協働のあり方を展望して、「マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす」ことを掲げています。

「第5次岩倉市総合計画」では、本市における様々な分野の基本的な方向性を示しており、教育、生涯学習、文化・スポーツ等については以下のように定めています。

■第5次岩倉市総合計画の概要

【将来都市像】

健康で明るい緑の文化都市

【基本理念】

マルチパートナーシップによる誰もが居場所のある共生社会をめざす

【まちづくりの基本目標と施策（本計画の関連分野）】

基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもは次代を担うまちの宝であり、一人ひとりの子どもたちが安心感に包まれながら成長できる家庭環境と地域社会をつくるのが大切です。また、学ぶことにより、生きがいやたくましく生きる力が生まれ、市民一人ひとりが夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができます。学校教育や子育て支援を通じて、共に学び合い、考える力・生きる力と豊かな心を育み、子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを促しています。

また、子どもに限らず様々な世代の人たちが生涯を通じて楽しみながら学び、気軽に文化・芸術活動やスポーツに親しみながら自己実現を図り、社会貢献につなげることができるような環境づくりを進めます。

施策⑧ 子育て・子育て支援

施策⑨ 学校教育

施策⑩ 生涯学習

施策⑪ 市民文化活動

施策⑫ 文化財の保護・継承

施策⑬ スポーツ

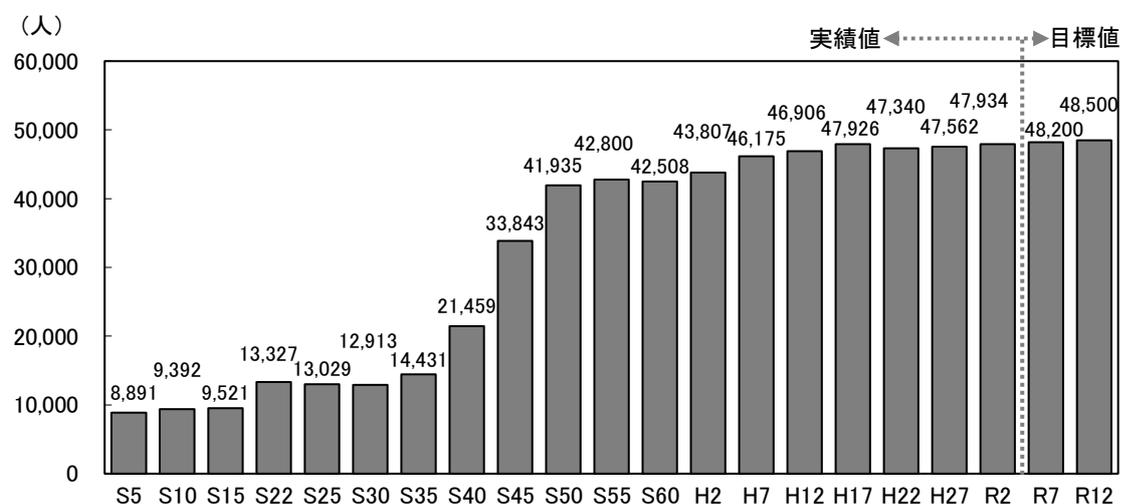
(2) 人口や児童生徒数の動向

①人口の動向

「第5次岩倉市総合計画」では、仮に政策的な対応がないままに推移した場合の人口は、令和2年をピークに減少していくと見込まれていますが、様々な施策・事業を政策的に推進することによって、令和12年度までの人口を現状維持ないしは微増傾向で推移するものとして目標設定しています。

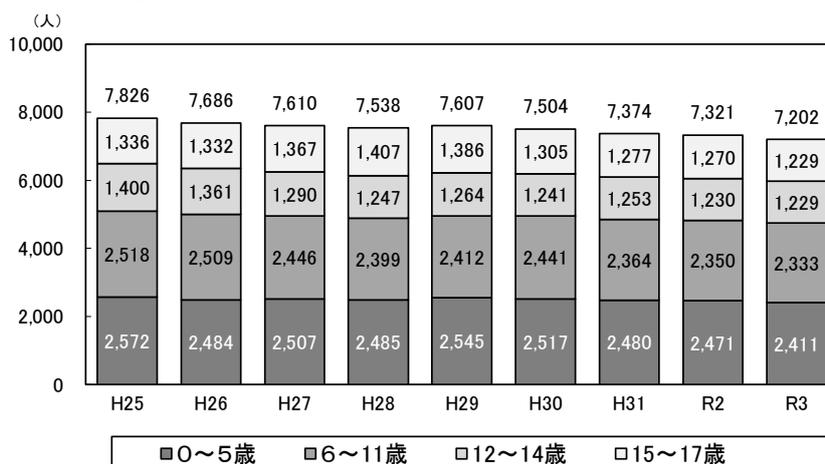
また、住民基本台帳に基づく本市の18歳未満の人口の推移をみると、いずれの年齢区分においても減少傾向となっています。

■「岩倉市第5次総合計画」における人口見通し



資料：岩倉市第5次総合計画・基本計画総論

■年齢別の18歳未満人口の推移

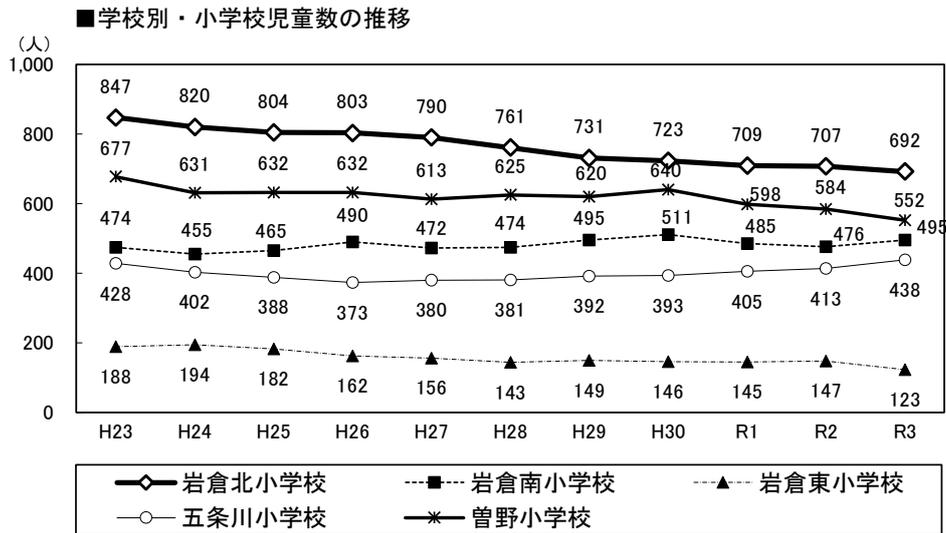


資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）各年4月1日

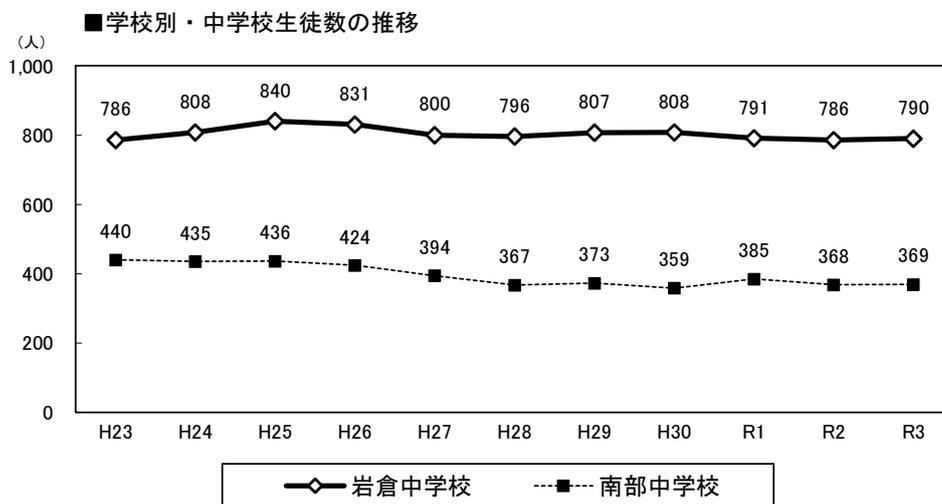
人口減少は、学校等への影響のみならず、生涯学習活動や文化・スポーツ活動の参加者や担い手の減少にもつながります。各種活動が停滞することがないように、活性化が求められます。

②児童生徒数の動向

平成 23 年と令和 3 年を比較して、小学校児童数は全体で 12.0%減少しています。なかでも減少率が高い小学校は、岩倉東小学校、曾野小学校、岩倉北小学校となっています。同期間における中学校生徒数は、全体で 5.5%減少しています。岩倉中学校の生徒数は、ほぼ横ばいで推移していますが、南部中学校の生徒数は微減傾向にあります。



資料：学校基本調査



資料：学校基本調査

今後も児童生徒数は大きく増加する見込みはなく、ゆるやかに減少すると予測されます。特に小学校においては様々な規模の学校があるため、それぞれの規模や学校の特色に応じた教育活動の展開が求められます。

4 岩倉市教育振興基本計画の推進状況

平成 29 年 3 月に策定した「岩倉市教育振興基本計画」では、施策ごとに数値目標を設定しています。設定した「令和 3 年度の目標値」と、直近で把握可能な実績値（令和 2 年度）とを比較して達成状況を確認しました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって特に講座・イベント等では大幅な減少があったため、このような指標項目については、令和元年度の実績値を評価に用いました。

【評価の基準】※令和 2 年度（一部は令和元年度）ベースで判定

- A…目標を達成している
- B…目標は達成していないが当初値より増加・改善している
- C…当初値と変化がない
- D…当初値よりも低下・悪化している

(1) 基本目標 1 「まちづくり人」を育む教育の推進

施策 1 子育て支援の推進

「3 歳未満児保育の受入児童数」は年々増加しており、令和 2 年度は 360 人と、当初値の約 1.4 倍となりました。低年齢児保育のニーズが高まっていることがうかがえます。「子育て支援施設利用者」の令和 2 年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少していますが、平成 30 年度までは 12,000 人台で推移しており、一定の利用がされていたことがわかります。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
3 歳未満児保育の受入児童数（人）	249 (H28)	324 (H30)	343 (R1)	345 (R2)	360 (R3)	280	A
子育て支援施設利用者数（人）	12,261	12,242	12,838	9,810*	5,140*	13,000	D

*令和 2 年 2 月 29 日から 5 月 31 日まで臨時休館。令和 2 年 6 月以降は利用人数を制限して開館

施策 2 確かな学力の育成

「自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」「友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童の割合」は、いずれも目標を達成しており、主体的に学習に取り組む姿勢が身に付いているといえます。「好きな授業がある児童の割合」は、当初値を下回っているものの、ほぼ横ばいとなっています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
学校で好きな授業がある児童の割合 (%) *	93.4 (H28)	88.5	—	89.4	93.2	93.5	D

*平成30年度の全国学力・学習状況調査^{※6}から質問が削除されたため、令和元年度からは、本市独自で調査を実施

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
先生から示される課題や、学級やグループの中で、自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合 (%) *	74.2 (H28)	71.3	76.2	76.0	78.9	76.5	A
	64.8 (H28)	78.0	73.6	75.9	67.0	67.0	A
友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童の割合 (%) *	68.9 (H28)	62.4	78.1	70.9	77.2	70.0	A

*令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止されたため、本市独自で調査を実施

施策3 豊かな心・たくましい体の育成

「人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合」は小学生、中学生ともに目標を達成していますが、「自分によいところがあると思う児童の割合」と「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」の小学生においては、当初値を下回っています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
自分によいところがあると思う児童の割合 (%)	74.6 (H28)	72.6	83.6	77.4	65.2*	76.0	D
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (%)	86.4 (H28)	83.9	81.4	79.6	80.3*	86.5	D
	68.0 (H28)	72.2	72.5	70.4	73.6*	70.0	A
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合 (%)	92.7 (H28)	89.2	92.8	93.9	94.2*	93.5	A
	92.6 (H28)	94.7	95.7	96.1	95.9*	93.0	A

*令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止されたため、本市独自で調査を実施

施策4 給食等を通じた食育の推進

「学校給食における県内産野菜の使用割合」は県内産、岩倉産ともに当初値を下回っており、各年度の値にばらつきがあります。「朝食を毎日食べている児童生徒の割合」の令和2年度実績値は、小学生、中学生ともに当初値を下回っています。食育は学校のみでなく、家庭等との連携も重要であることから、保護者も含めた啓発や情報提供が必要です。

※6 全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に行われる。学力テストと生活習慣、学習環境に関するアンケート調査。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
学校給食における県内産野菜の使用割合 (%) ※上段：県内産、下段：岩倉産	38.3	36.5	29.6	38.6	35.8	42.0	D
	9.4	2.8	5.3	4.0	4.0	9.5	D
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (%) ※上段：小学生、下段：中学生	85.6 (H28)	86.0	81.9	85.9	72.6*	87.0	D
	81.8 (H28)	80.2	76.2	80.1	75.1*	83.0	D

*令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止されたため、本市独自で調査を実施

施策5 学校における教育体制の整備

「保護者メールに登録している人の割合」は、小学生の保護者、中学生の保護者ともに増加し、いずれも目標を達成しています。「運動部活動外部講師導入」は、平成30年度から実施しています。「教育活動に参加した地域等人材の人数」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校の臨時休業によるカリキュラムの圧縮、行事の縮小等により、令和2年度は大きく減少しています。また、平成29年度から令和元年度までの実績値の推移をみても当初値を下回っており、教育活動への地域人材の参加は進んでいるとはいえない状況です。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
保護者メールに登録している人の割合 (%) ※上段：小学生、下段：中学生	94.9	95.7	94.5	95.6	97.5	96.0	A
	87.4	88.6	91.7	91.6	96.1	89.0	A
運動部活動外部講師導入	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	A
教育活動に参加した地域等人材の人数 (人)	592	512	473	534	261*	600	D

*令和2年度は、感染症拡大防止のため、地域人材の活用を控えた

施策6 安心して学べる環境づくり

「『安心して学べる環境づくりに努めている』と回答した保護者の割合」は、目標を達成しており、教育環境に対する保護者の安心感が高まっていることがうかがえます。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
「安心して学べる環境づくりに努めている」と回答した保護者の割合 (%)	86.5	84.7	87.5	89.9	88.2	88.0	A

(2) 基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開

施策1 保護者・家庭の教育力の向上

「子育て親育ち講座の受講者数」の令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で665人と大幅に減少しています。また、平成29年度から令和元年度までの実績値をみても、受講者は増加していません。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
子育て親育ち講座の受講者数(人)	3,309	3,498	3,016	2,007	665*	3,500	D

*感染症の影響により講座数を縮小

施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成

「地域の子どもの教育活動を目的とした団体数」は、平成27年度から変化がありません。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
地域の子どもの教育活動を目的とした団体数(団体)	7	7	7	7	7	9	C

施策3 青少年の健全育成活動の展開

「1館あたりの1か月の児童館利用者数」の令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で806人と大幅に減少しています。平成29年度から令和元年度までの実績値も当初値を下回っており、減少傾向にあるといえます。「青少年健全育成啓発事業参加人数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は事業を中止しましたが、平成29年度から令和元年度までの実績値をみても、参加者は増加していません。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
1館あたりの1か月の児童館利用者数(人)	1,737	1,380	1,318	1,284*	806*	2,000	D
青少年健全育成啓発事業参加人数(人)	220	210	191	184	事業中止	230	D

*令和2年2月29日から5月31日まで臨時休館。令和2年6月以降は利用人数を制限して開館

(3) 基本目標3 生活を通じた学びあいの定着

施策1 市民の生涯学習活動を支える環境づくり

「生涯学習講座への参加者数」の令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少していますが、平成29年度から令和元年度までの実績値は、目標値を上回っており、市民の生涯学習活動が活発になっていることがうかがえます。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
生涯学習講座への参加者数（人）	2,841	3,121	3,041	3,105	1,164*	2,900	A

*前期（5月から9月まで）の講座を中止

施策2 現代的課題に対応した学習の推進

「生涯学習講座開催数」の令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少していますが、平成29年度、30年度の実績値は目標を達成しています。「高等教育機関等と連携した講座数」の令和2年度実績値は、1講座となっていますが、平成29年度から令和元年度までは、2講座となっており、当初値より増加しています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
生涯学習講座開催数（講座）	94	102	100	99	59*	100	B
高等教育機関等と連携した講座数（講座）	1	2	2	2	1*	3	B

*前期（5月から9月まで）の講座を中止

施策3 市民の主体的活動の活性化

「生涯学習サークル数」と「社会教育関係団体数」は、令和2年度実績が当初値を下回っており、減少傾向にあります。各種団体については、活動者の固定化や高齢化等が課題となっています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
生涯学習サークル数（団体）	102 (H28)	87	87	87	80	110	D
社会教育関係団体数（団体）	28 (H28)	27	26	26	25	30	D

施策4 図書館サービスの充実

「読み聞かせ等の講座参加者数」は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業は中止としましたが、平成29年度から令和元年度までの実績値をみても当初値を下回っており、参加者は増加していません。「児童図書の貸出し冊数」と「図書館の貸出し人数」は、臨時休館等の影響とともに令和2年度実績値が当初値を下回っていますが、「児童図書の貸出し冊数」は、平成29年度、30年度は目標値を超える貸出し冊数となっており、子どもの読書活動が活発になっていることがうかがえます。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
読み聞かせ等の講座参加者数（人）	60	30	51	39	事業中止	75	D
児童図書の貸出し冊数（冊）	99,063	105,713	110,772	99,896*	82,152*	100,000	B
図書館の貸出し人数（人）	60,786	62,260	61,934	56,314*	41,923*	64,500	D

*令和2年2月29日から5月31日まで臨時休館（4月1日から4月24日まで臨時貸出窓口を開設）。令和2年6月以降は利用人数を制限して開館

（4）基本目標4 文化・芸術を育む風土の醸成

施策1 文化・芸術にふれる機会の充実

「市民文化祭出品者数」は、平成29年度から令和元年度までの実績値、令和2年度実績ともに当初値を下回っており、減少傾向にあります。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
市民文化祭出品者数（人）	3,271	2,882	3,013	3,029	1,315*	4,000	D

*令和元年度までの児童生徒作品展は、令和2年度から自主的な出品となる美術展の「小中学生の部」に変更

施策2 「音楽のあるまちづくり」の推進

「ジュニアオーケストラ団員数」は、令和2年度実績が当初値を下回っています。また、「ポップスコンサート来場者数」「ロビーコンサート来場者数」は、平成29年度から令和元年度までの実績値でも、減少傾向となっています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
ジュニアオーケストラ団員数（人）	44 (H28)	41 (H30)	39 (R1)	35 (R2)	31 (R3)	50	D
ポップスコンサート来場者数（人）	358	224	312	187	107*	420	D
ロビーコンサート来場者数（人）	912	1,002	872	591	事業中止	950	D

*感染症の影響により利用人数を制限して実施

施策3 文化・芸術活動を促進する環境整備

「文化協会加入者数」は、団体紹介や会員募集に関するPRを積極的に行ったこと等により、令和2年度実績値は目標を達成しています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
文化協会加入者数（人）	579	500	481	438	684	650	A

(5) 基本目標5 地域の歴史・文化の次世代への継承

施策1 岩倉市固有の文化に対する理解促進

「郷土資料のデータベース化の整備率」は、目標値に達していないものの、当初値より18.0ポイント上昇しています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
郷土資料のデータベース化の整備率（%）	30.0	40.0	45.0	47.0	48.0	95.0	B

施策2 地域の伝統文化の保存・継承

令和2年度の「岩倉市山車保存会会員数」は、当初値を下回っており、減少しています。山車保存会の周知や山車保存会の担い手を増やす具体的な方策等について検討する必要があります。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
岩倉市山車保存会会員数（人）	860	820	741	735	707	880	D

施策3 文化財の保存と活用

「指定文化財件数」は、所有者の変更に伴い市外に移転されたため、当初値から1件減少しています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
指定文化財件数（件）	19	19	18	18	18	21	D

(6) 基本目標6 豊かなスポーツライフの実現

施策1 市民主体のスポーツ活動の活性化

「スポーツ教室の参加者数」と「スポーツクラブ会員数」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は当初値を下回りましたが、平成29年度から令和元年度の実績では当初値に比べて増加がみられ、市民の自主的なスポーツ活動が活性化していることがうかがえます。「スポーツ協会加盟団体数」は、当初値を下回り、減少傾向となっています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
スポーツ教室の参加者数（人）	318	298	321	353	284	400	B
スポーツ振興事業の開催数（回）	17	17	15	12	1*	18	D
スポーツ協会加盟団体数（団体）	49 (H28)	49	47	45	45	49	D
スポーツクラブ会員数（人）	83	102	109	102	73	90	A

*感染症の影響により1事業のみ実施

施策2 競技スポーツの振興

「全国大会等出場者」の令和2年度実績は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの大会が中止になったことにより大幅に減少しています。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
全国大会等出場者（件）	23	24	22	22	5*	26	D

*感染症の影響により多くの大会が中止

施策3 スポーツ環境の整備

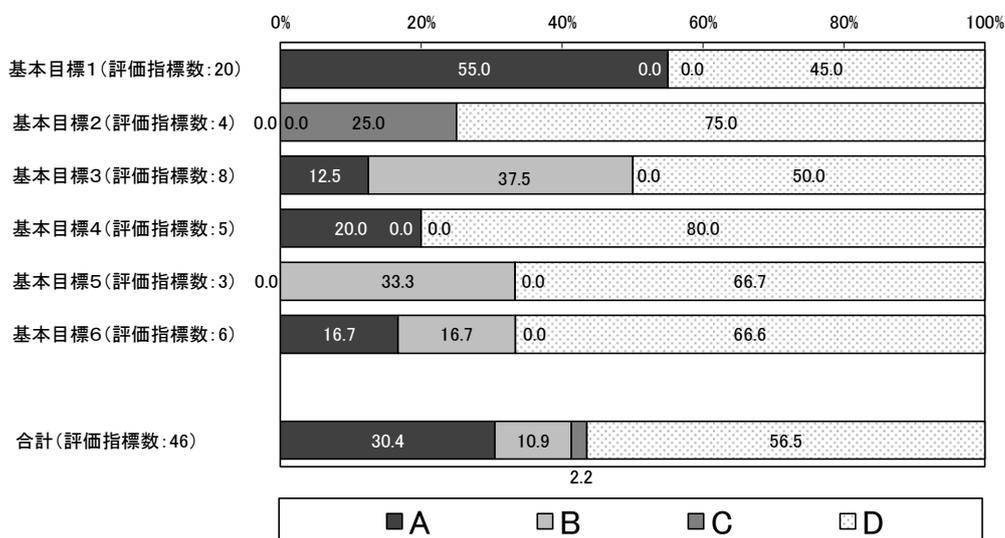
「公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用者」の令和2年度実績は、体育館の臨時休館や利用時間短縮の影響で大幅に減少しています。平成29年度から令和元年度の実績値でも当初値を下回っており、利用者が拡大していない状況です。

指標名	当初値	実績値				目標値	評価
	H27	H29	H30	R1	R2	R3	
公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用者（人）	612,171	594,002	586,685	520,273*	326,613*	640,000	D

*令和2年2月29日から5月31日まで臨時休館、6月以降は利用人数を制限、令和3年1月15日から3月21日まで利用時間を短縮

【全体の評価結果】

基本目標1では、半数以上の項目でA判定となっており、順調に施策が推進され、成果が上がっていることがうかがえます。基本目標3では、A判定、B判定を合わせて50%となり、半数の施策で当初値からの改善がみられます。基本目標2、4、5、6では、D判定の割合が高くなっています。



■令和元年度の実績で評価した指標項目（感染症の影響を受けた令和2年度の実績を除外）

基本目標	指標数	指標項目
基本目標1	2	施策1 子育て支援施設利用者数 施策5 教育活動に参加した地域等人材の人数
基本目標2	3	施策1 子育て親育ち講座の受講者数 施策3 1館あたりの1か月の児童館利用者数 青少年健全育成啓発事業参加人数
基本目標3	6	施策1 生涯学習講座への参加者数 施策2 生涯学習講座開催数 高等教育機関等と連携した講座数 施策4 読み聞かせ等の講座参加者数 児童図書の貸出し冊数 図書館の貸出し人数
基本目標4	3	施策1 市民文化祭出品者数 施策2 ポップスコンサート来場者数 ロビーコンサート来場者数
基本目標5	0	なし
基本目標6	5	施策1 スポーツ教室の参加者数 スポーツ振興事業の開催数 スポーツクラブ会員数 施策2 全国大会等出場者 施策3 公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用者

5 岩倉市の教育における課題と今後の重点

平成29年度から令和2年度までの点検・評価の結果や近年の社会情勢等を踏まえ、特に以下の事項について、今後の取組に重点的に反映させていく必要があります。

(各枠内の【関連する取組】は、第3章の具体的な取組のうち、該当するものを記載しています。)

重点1 新しい時代に求められる力の育成

これからの時代において、児童生徒は多様な価値観を受容し国際的な視野をもつことや、Society 5.0（超スマート社会）に対応できる力を養っていくことが求められています。特に、近年ICT等の分野の技術革新が目覚ましいことから、令和2年度に整備した児童生徒1人1台の端末環境を活用し、これまでの学校における活動とICT等を組み合わせた多様な教育活動を推進します。また、教員においても指導に必要な技術を高めるための取組を推進します。

【関連する取組】

No.12 ICT教育と情報モラル^{※7}教育の充実・強化

重点2 学校のマネジメント力の強化

本市では、学校における地域人材との連携や、学校と地域が一体となって児童生徒を見守り、育成する仕組みづくりが継続的な課題となっています。そのため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たすことができ、協力し合って児童生徒の成長を支えることができる仕組みづくりが求められています。今後は、現在の学校評議員制度^{※8}の機能を生かした、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）^{※9}のあり方についての研究も含め、検討を進めます。

また、本市では、校長会との共同により平成29年度に「岩倉市小中学校多忙化解消方針」を、令和元年度に「岩倉市小中学校教職員働き方改革基本方針」を策定しました。これらの方針に基づき、業務の見直しや効率化、在校時間管理システムの活用などにより、教職員の働き方改革を推進します。

【関連する取組】

No.35 学校・家庭・地域との連携強化

No.36 地域とともにある学校運営の推進

No.38 「チーム学校」の実現に向けた取組

※7 情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

※8 学校評議員制度

地域に開かれた学校づくりに向けて、学校長が地域住民の意見を幅広く聴取するための制度のこと。

※9 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

重点3 「新しい生活様式」を踏まえた対応の強化

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、「新しい生活様式」の導入が推進されています。今後も、感染症対策を行った上での教育活動のあり方、オンライン授業と対面授業を組み合わせる、いわゆるハイブリッド型授業の検討を進めるとともに、緊急時においても必要な教育活動が継続できるような体制の整備を進めます。

さらに、生涯学習や、文化・スポーツ等の様々な活動においても、必要に応じてオンラインによる実施や動画の配信、イベントを実施する施設における感染対策の徹底などにより事業が継続できるよう体制づくりに取り組みます。

【関連する取組】

- No.12 ICT教育と情報モラル教育の充実・強化
- No.41 学校施設の安全性・機能性の向上
- No.54 現代的課題に対応した学習プログラムの実施

重点4 地域教育や様々なボランティア等に関わる人材の発掘および育成の強化

人口減少等を背景に、地域教育や生涯学習、歴史・文化活動等に関わる人が減少しています。また、各種団体においても、構成員の高齢化や固定化、新規加入者の減少など、団体を継続的に運営していくための課題がみられます。

若い世代への働きかけや学校活動との連携、市内外への情報発信など、団体活動や教育・生涯学習活動等に関わる担い手を増やすための取組を推進します。

【関連する取組】

- No.35 学校・家庭・地域との連携強化
- No.47 地域教育に関わる人材の育成
- No.50 青少年団体との連携
- No.56 サークル・団体の育成・支援の充実
- No.68 文化・芸術活動に取り組む人材・組織の育成
- No.75 文化財保護の担い手づくり
- No.79 スポーツ指導者の育成

重点5 アウトリーチ^{※10}も含めたあらゆる場での学習・文化・芸術活動の活性化

生涯学習などの講座に参加する市民は増加傾向にありますが、一方で参加する人は元々ある程度意識が高く、参加者・活動者のすそ野が広がっていない現状があります。まちづくりに還元する生涯学習等をより活性化させていくためには、日常的に生涯学習や文化・芸術等との接点が少ない人へのアプローチを増やしていく必要があります。

多様な生涯学習、文化・芸術活動への支援を継続して実施するとともに、現在進めている地域に出向く地域講座等を含め、アウトリーチにより市民が様々な活動に親しむ機会を提供し、参加意識の向上をめざします。

【関連する取組】

No.55 社会人の継続的な学び等への支援

No.67 子どもの文化・芸術活動の促進

重点6 「音楽のあるまちづくり」のPRとブランドイメージの確立

本市では、平成2年度から「音楽のあるまちづくり」としての取組をスタートし、セントラル愛知交響楽団との協働による取組やジュニアオーケストラの運営、身近な場所での音楽鑑賞機会の提供等を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢や生活環境の変化により、従来どおりの取組では「音楽のあるまちづくり」が進展しにくい状況となっています。

本市の特色である「音楽のあるまちづくり」に関連して、市民意識の醸成や市内外へのPR、様々な分野と連携・横断した活動を展開し、市全体へ波及させ、本市の魅力の一つとしてのブランドイメージの確立を図ります。

【関連する取組】

No.64 ジュニアオーケストラの運営

No.65 身近な場所での音楽鑑賞機会の充実

※10 アウトリーチ

通常の活動の場では接する機会が少ない人々に、興味と関心を持たせるために、企画者側から働きかけ、様々な機会を提供する活動。

重点7 各施策の連携による相乗効果の拡大

家庭教育、学校教育、地域教育や、生涯学習、歴史・文化・芸術、スポーツなどの様々な活動は、相互に連携し合い、横断的に実施することで大きな相乗効果を生み出します。様々な事業の実施にあたっては、情報共有を行うとともに多様な分野間で連携し、総合的な視点をもって施策・事業を推進します。

【関連する取組】

すべての取組で推進

重点8 「誰一人取り残さない」、多様な市民への支援

日本語が母語ではない外国にルーツがある人や経済的に困窮する子育て世帯、障がいや不登校、ヤングケアラー^{※11}（家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）などの困難を抱える児童生徒など、様々な環境にいる市民に対し、各施策・事業の実施にあたっての配慮を行います。さらに、「岩倉市子ども条例」に基づき、どのような環境の子どもであっても、安心して本市で成長し、暮らしていけるまちづくりを推進します。

また、障がいのある人をはじめ、誰もがスポーツや文化・芸術、生涯学習活動に参加し、楽しむことができるような環境の整備に向けた研究を進めます。

【関連する取組】

- No.13 保護者等と連携した外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実
- No.14 特別支援教育の充実
- No.44 外国にルーツをもつ児童生徒の保護者への働きかけ
- No.45 家庭教育支援体制の整備
- No.83 スポーツ施設の整備

※11 ヤングケアラー

本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

第3章 施策の方向性

基本目標 1 「まちづくり人」を育む教育の推進

各取組の区分は以下のとおりです。

「重点」 …『岩倉市の教育における課題と今後の重点』に対応する取組

「見直し」…新たに追加、または削除等の変更があったもの

「継続」 …継続実施するもの

★は本計画から新たに追加した具体的な取組内容です。

施策1 子育て支援の推進

子育てに安心感がもて、すべての子どもたちが健やかに育つことができるまちとなるよう、就学前の子どもやその保護者に関わる機関と地域との連携を強化します。

No. 1	家庭・地域との連携強化	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 子育て支援センターや多世代交流センター「さくらの家」、生涯学習センター、児童館、認定こども園等の施設と連携し、地域での親子の居場所づくりを進めます。
- 保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、関係機関が連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。
- 各種行事等を通じて地域の人たちが子どもたちと関わりをもてるような機会づくりに努めます。
- ファミリー・サポート・センター^{※12}の会員拡大や子育てサークル、子育てボランティアの育成等、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

★「子ども家庭総合支援拠点^{※13}」について、情報収集や設置に向けた研究を進めます。

No. 2	特色ある幼稚園づくりへの支援	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 私立の幼稚園、認定こども園に対し、園具・教具等の設備品や施設の充実、職員研修、保健事業等に対する効果的な補助や運営支援を行います。

※12 ファミリー・サポート・センター

保護者が仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織のこと。

※13 子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情を把握し、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務が一元的に提供できるように、地域の資源を把握し、有機的につなぐことができる機能を担う拠点。

No. 3	保護者の経済的負担の軽減	重点	見直し	継続
--------------	---------------------	-----------	------------	-----------

- 就園機会の拡大を図るために、私立幼稚園就園奨励費補助や第3子保育料無料化等事業を継続実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

No. 4	幼稚園、保育園、認定こども園での教育・保育内容の充実	重点	見直し	継続
--------------	-----------------------------------	-----------	------------	-----------

- 幼稚園教諭、保育士一人ひとりが、教育・保育実践や研修を通じて専門性を高めます。
- 幼稚園教諭と保育士との合同研修を行い、日々の教育・保育の振り返りや課題解決のための話し合いを積極的に行い、連携を図ります。

No. 5	特別な支援が必要な子どもへの対応	重点	見直し	継続
--------------	-------------------------	-----------	------------	-----------

- 専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、子ども発達支援施設「あゆみの家」を中心とした療育体制の充実を図ります。
- 障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、サポートブック^{※14}の活用等を通じ、幼稚園等・小学校・中学校やその他専門機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。
- 障がいのある子どもの保護者が、就学前から相談できる機会を設けます。

No. 6	小学校への円滑な接続	重点	見直し	継続
--------------	-------------------	-----------	------------	-----------

- 就学前に1日体験入学等を実施し、幼児の学校生活への適応力を高めます。
- 幼保小連絡会などを通じ、幼稚園等と小学校が交流し、連携を深めることにより、小学校への円滑な接続を図ります。
- 外国にルーツをもつ小学校就学前の子どもを対象として、学校生活を送る上で必要な基礎的な言葉や心構えについての理解を深めるためにプレスクールを行います。



プレスクール



子育て支援センター

※14 サポートブック

子どもの成長の記録として保護者の方が記入するもの。記入することによって、子どもの成長を確認するとともに、子どもに関わる関係機関と情報を共有し、成長に向けた支援を組み立てるためのもの。

施策2 確かな学力の育成

個に応じ個を生かす学習指導の具現化に努め、児童生徒の確かな学力の定着を図ります。

No.7	教員の指導力の向上	重点	見直し	継続
------	-----------	----	-----	----

- ★市主催の各種研修や学校におけるOJT^{※15}を推進し、特に経験の浅い教員の困り感に寄り添いながら、力量の向上を図り、人材育成に努めます。
- 岩倉市教育研究会を中心として、市内小中学校が連携することにより、授業の質の向上、教員の力量向上を図ります。

No.8	楽しい授業・わかる授業の実践	重点	見直し	継続
------	----------------	----	-----	----

- 各学校の教育目標に沿った研究テーマ（現職教育テーマ）を設定し、年間を通して授業研究を進めます。
- 岩倉市教育研究会の取組を通じて、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）に向かう学び方の基本姿勢や授業づくりの基本方針を共有し、各学校において授業研究を進めます。

No.9	きめ細かい教育体制の整備	重点	見直し	継続
------	--------------	----	-----	----

- 基礎基本の確実な習得をめざし、少人数指導、小学校教科担任制やグループ学習等の指導方法を工夫するなど、きめ細かい指導を行います。
- ★指導の充実を図るため、非常勤講師の確保を継続します。

No.10	特色ある教育・学校づくりの推進	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- 学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、「魅力ある学びづくり支援事業」を通して各学校を支援し、特色ある教育・学校づくりを推進します。
- ★岩倉市教育研究会を中心に、学校間における取組等の共有を図ります。

No.11	外国語教育の充実・強化	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 外国語教育臨時講師が各小学校を巡回し、担任と協力しながら楽しく学べる外国語活動を通じて、児童の外国語学習への興味を高めます。
- 小学校の外国語活動の充実を図り、その成果を生かして中学校の英語教育を推進します。
- 小学校の英語の教科化に伴い、教員の指導方法等についての研修を充実させます。

※15 OJT

「On the Job Training」の略称で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法のこと。

No.12	ICT教育と情報モラル教育の充実・強化	重点	見直し	継続
-------	---------------------	----	-----	----

- ★令和2年度に整備した児童生徒1人1台の端末、高速大容量の校内ネットワークを活用し、高度情報化社会に対応した情報活用能力や情報モラル等の育成に努めます。
- コンピュータ教育研究委員会において、ICTのより効果的な活用方法について研究を深めます。
- ★緊急時にも対応できるオンライン授業等の実施に関する体制を整備します。

No.13	保護者等と連携した外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実	重点	見直し	継続
-------	---------------------------------	----	-----	----

- 外国にルーツをもつ児童生徒がスムーズに学校生活に適應できるよう、学校生活適應指導や日本語指導を行います。
- ★在籍学級での活動や授業に参加できる日本語力を身に付けるための学習支援を行います。
- ★外国にルーツをもつ児童生徒の背景にある文化や生活習慣を大切にした教育を推進し、多文化共生の意識を醸成します。
- ★家庭内のコミュニケーションや母語、母文化の保持のため、母語指導を行います。
- ★将来の生き方や働き方について自分の考えをもち、希望のもてる進路選択ができるようキャリア教育に努めます。

No.14	特別支援教育の充実	重点	見直し	継続
-------	-----------	----	-----	----

- 特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な児童生徒の学習、学校生活の指導及び支援を行います。
- 特別支援教育にあたる教職員の専門性の向上に向けた研修を進めます。
- 児童生徒の発達の状況や障がいの特性に応じた支援を行います。
- 一人ひとりの状況に応じた合理的配慮^{※16}を行えるように授業や教材の研究、環境整備等に努めます。
- 障がいのある児童生徒の進路について見通しをもち、指導方法の検討を行います。
- ★個別の支援が必要な児童生徒の増加に対応し、通級指導教室^{※17}での支援の充実に努めます。

※16 合理的配慮

障がいのある人と健常者との均等な機会や待遇の確保、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための必要な措置のこと。

※17 通級指導教室

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。

- 中学校では、指導員等の配置による自主学習会の開催を通じて、生徒に対し土曜日の学習機会を提供します。また、テスト期間中の授業後に学習会（トワイライト学習）を開催します。



タブレット学習



トワイライト学習



日本語適応指導教室

施策3 豊かな心・たくましい体の育成

地域や関係団体と連携を深め、子どもの健全な心とからだの育成に取り組みます。

No.16	「岩倉市子ども条例」の推進	重点	見直し	継続
-------	---------------	----	-----	----

- 「岩倉市子ども行動計画」に基づき、子ども自身による情報発信機会の拡大等、「岩倉市子ども条例」や子どもの権利についての周知を行います。

No.17	人権教育の推進	重点	見直し	継続
-------	---------	----	-----	----

- 「岩倉市子ども条例」で定めた「岩倉市子どもの権利の日（11月20日）」を含む1週間を子どもの権利を考える週間として、市内全小中学校において子どもの権利に関する授業を行います。
- 人権に関する映画や講演会の実施、また、いじめ、ネットによる人権侵害等の問題や多様性への理解についての学習を推進します。

No.18	道徳教育の充実	重点	見直し	継続
-------	---------	----	-----	----

- 道徳の授業や地域、家庭と協力した学校行事を通して思いやりの心を育てます。
- 体験活動を通じてモラルやマナーの向上を図ります。

No.19	児童生徒・保護者への相談体制の整備	重点	見直し	継続
-------	-------------------	----	-----	----

- 不登校及びその傾向にある児童生徒に再び学校へ戻る活力や社会に適応して生きる力（適応力）を身に付けさせるため、適応指導教室「おおくす」において、児童生徒や保護者に対する相談、支援に努めます。
 - 各小中学校に子どもと親の相談員やスクールカウンセラー^{※18}、「おおくす」にカウンセラーを配置したり、教育委員会に登録したメンタルフレンド^{※19}を適宜派遣したりすることにより、児童生徒や保護者の心のケアを図ります。
- ★学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な課題解決に向けて、関係機関と連携した対応を図ります。

※18 スクールカウンセラー

子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。

※19 メンタルフレンド

ふれあいを通じて児童生徒の健全な育成を援助する人のこと。

No.20	いじめの未然防止と早期対応	重点	見直し	継続
--------------	----------------------	-----------	------------	-----------

- 「岩倉市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を図り、いじめの防止等の対策を推進します。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等の教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- ★「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題専門委員会」を定期的で開催し、いじめの防止等に関する機関等との連携を図ります。

No.21	文化・芸術にふれる機会の充実	重点	見直し	継続
--------------	-----------------------	-----------	------------	-----------

- 児童生徒の感性をのばし、文化を愛する心を育てることを目的として、学校芸術鑑賞事業（演劇、映画）と音楽鑑賞事業（セントラル愛知交響楽団）を実施します。
- 中学校では、セントラル愛知交響楽団による部活動の指導を実施します。
- 児童生徒の想像力や思いやりの心を育てるため、文化・芸術にふれたり、体験したりするなどの活動を展開します。

No.22	地域等と連携した様々な体験活動の充実	重点	見直し	継続
--------------	---------------------------	-----------	------------	-----------

- 学校施設や地域の美化活動、文化・スポーツイベントへの参加等、地域に根ざしたボランティア活動を推進します。
- 地域の人材を活用した授業等を積極的に行い、地域との交流・連携を図ります。

No.23	環境教育の推進	重点	見直し	継続
--------------	----------------	-----------	------------	-----------

- 五条川等の身近な自然にふれ、親しみ、自然を大切にしようとする気持ちを育てます。
- 地域の美化活動への参加等、地域に根ざした環境活動を継続的に推進します。
- ごみ処理場等の見学により、環境美化活動の大切さについて学ぶとともに、ごみの分別収集やリサイクル等、環境についての意識の向上を図ります。

No.24	平和理解の推進	重点	見直し	継続
--------------	----------------	-----------	------------	-----------

- 平和を愛する心を育むため、市内小中学生の代表を、広島市、長崎市に隔年で派遣します。
- 各小中学校において、平和の尊さを学ぶことを目的とし、原爆パネルの展示や被爆体験談、戦争体験談を聞く会を開催します。

No.25 国際的な視点の育成	重点	見直し	継続
------------------------	-----------	------------	-----------

- 中学生の代表が、海外でホームステイ、現地学校での交流活動を通じて、異国の文化・風習を体感し、見識を深め、国際感覚を養うことができるよう支援します。
- 世界で活躍する人の話を聞いたり、留学生や日本で生活する諸外国の人たちと交流をしたりして、世界と日本の関わりや自国の文化を正しく理解できるような機会をつくります。
- ★感染症等の影響を踏まえ、必要に応じてオンラインの活用など、多様な手法により交流活動を実施します。

No.26 読書活動の推進	重点	見直し	継続
----------------------	-----------	------------	-----------

- 朝の一斉読書、読み聞かせボランティア等による読み聞かせ、読書週間等における読書活動など、児童生徒が進んで本に親しむことができる機会を充実します。
- 各小中学校に配置された読書指導員や図書館ボランティアを中心に児童生徒の興味・関心に応える本を整備したり、特設コーナーを設けたりするなど、環境整備に努めるとともに、利用しやすい配架を工夫するなど、魅力ある図書館づくりを行います。

No.27 キャリア教育の推進	重点	見直し	継続
------------------------	-----------	------------	-----------

- 働く人の話を聞く会や中学校で職場体験学習を行うことで職業の魅力を知り、児童生徒が主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を育てます。
- 地域の職場を、実際に見たり、業務を体験したりすることで、社会とのつながりを学び、一人ひとりが社会をつくる力を育てます。

No.28 社会情勢に対応した教育の推進	重点	見直し	継続
-----------------------------	-----------	------------	-----------

- 社会情勢の変化に対応する力を培うため、防災教育や消費者教育、SDGsやESD等、時代の要請に対応した教育の推進を図ります。

- フッ化物洗口等を行い、児童生徒の歯の健康づくりに努めます。
 - 規模に応じて養護教諭補助職員を配置することで保健室を支援し、健康教育を進めます。
 - 規則正しい生活習慣の確立を図ります。
 - 喫煙や薬物乱用防止に向けた教育の推進と、思春期における心の問題に適切に対応し、児童生徒の健全な成長を支援します。
- ★感染症等に関する正しい知識の普及啓発を行います。



ボランティアの読み聞かせ



職場体験



海外派遣壮行会

施策4 給食等を通じた食育の推進

学校での食育活動や給食を通じて児童生徒への食育を推進するとともに、家庭における食育を促進し、子どもたちの心身の健全な発達に努め、生涯にわたる食への関心につなげます。

No.30	学校における食育の充実	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 栄養教諭等が、給食時間に「早寝、早起き、朝ごはん」の啓発や食事の姿勢・マナー等の指導を実施します。
- 献立表を活用し、食育の啓発に努めます。また、市のホームページに毎月の献立やアレルギー資料を掲載し、保護者に限らず市民全体に学校給食を知ってもらうための情報発信を行います。
- 学校給食と食生活に関するアンケートを実施し、児童生徒・保護者の意識や状況の調査を行います。
- 学校給食センターの食育ホールに食育に関する各種展示を行います。
- 学校において、食育に関する授業や、野菜・米の栽培等の体験学習を実施します。

No.31	安全でおいしい魅力ある学校給食の提供	重点	見直し	継続
-------	--------------------	----	-----	----

- 学校給食の献立には、セレクト給食^{※20}、行事食等を取り入れます。
- 学校生活全般にわたり、アレルギーの対応を基本方針やマニュアルに基づき実施するとともに、学校給食において除去食を提供します。
- 調理業務等の委託事業者と協力し、安全でおいしい学校給食づくりに取り組みます。

No.32	学校給食における地産地消 ^{※21} の推進	重点	見直し	継続
-------	---------------------------------	----	-----	----

- 地場産の農作物等の積極的な使用を継続するとともに、児童生徒・保護者の地産地消の重要性の意識を高めます。
- 岩倉市や愛知県の郷土料理を学校給食で提供するよう努めます。
- 近隣の障がい者就労施設等の物資・製品の活用を進めます。

No.33	学校給食センター施設・設備等の計画的な更新	重点	見直し	継続
-------	-----------------------	----	-----	----

- 安全安心な学校給食を提供するため、調理設備等の適切な保守点検や計画的な更新に努めます。

※20 セレクト給食

児童生徒が複数のおかずの中から献立を自由に選べる給食のこと。

※21 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

施策5 学校における教育体制の整備

家庭、地域、関係機関との連携により、地域ぐるみの協力体制を構築しつつ学校の教育環境を整備します。

No.34	就学支援体制の充実	重点	見直し	継続
-------	------------------	----	-----	----

- 就学援助費の支給、第3子以降学校給食費無償化事業や私立高等学校等授業料補助事業など、保護者の経済的な支援の充実を図ります。

No.35	学校・家庭・地域との連携強化	重点	見直し	継続
-------	-----------------------	----	-----	----

- 地域の人材を活用した授業や部活動、学校施設の美化活動等の地域ぐるみの学校ボランティア活動を推進し、学校・家庭・地域の連携による学校教育の充実を図ります。
- ★新たな地域人材を発掘するための方策について、各学校とともに検討を進めます。

No.36	地域とともにある学校運営の推進	重点	見直し	継続
-------	------------------------	----	-----	----

- 学校は家庭や地域と連携し一体となって児童生徒の健やかな成長を図るために、学校評議員制度の充実を図ります。
- 授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めます。
- 保護者や地域に対し、保護者メールやホームページ等を通じて学校の情報を積極的に発信します。
- ★現在の学校評議員制度の機能を生かした、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向けて検討を進めます。

No.37	学校評価の実施体制の充実	重点	見直し	継続
-------	---------------------	----	-----	----

- 児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等に関して、教員による自己評価や児童生徒・保護者等による評価を行い、学校運営や教育活動の改善を進めます。
- 教育活動、その他の学校運営の状況について、第三者評価を活用した学校評価のあり方について検討していきます。

No.38	「チーム学校」の実現に向けた取組	重点	見直し	継続
-------	-------------------------	----	-----	----

- 学校の管理運営等に関して、教員とは異なる専門性や経験を有するスタッフを配置し、教員と専門的スタッフが連携・分担して学校の機能を強化することにより教員の多忙化の解消を図り、チームとしての学校づくりをめざします。
- ★学校法務アドバイザー^{※22}やスクールソーシャルワーカー、中学校の部活動での外部指導員との協働により、学校支援体制の充実を図ります。

※22 学校法務アドバイザー

不登校、いじめ、教職員と保護者のトラブル等、学校で起きる様々な問題の解決に向け、法律に照らして、学校がどのように対応するべきかを中立的な立場で指導・助言する弁護士のこと。

- 幼児・児童生徒の発達段階に応じて生活や学習の基礎的、基本的な能力が身に付くよう、幼稚園等・小学校・中学校の連携を強化します。
- 幼稚園等と小学校、小学校と中学校ではお互いの生活・授業内容等を理解するため、参観や情報交換を実施します。
- 中学校では、高等学校や専修学校等と積極的に連携して、進路説明会を実施します。また、校内に近隣の高校生の作品を展示するなど、交流を深めます。



カリフラワー収穫体験



昔の道具体験



田植え体験

施策6 安心して学べる環境づくり

児童生徒が安心して、快適に学べる学校環境を整備するとともに、時代の変化や社会情勢に対応します。

No.40	地域との協働による安全な教育環境づくり	重点	見直し	継続
-------	---------------------	----	-----	----

- 通学路安全ボランティアにより、安全指導やあいさつ等の声かけ、不審者等に関する通報をすることで、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。
- 通学路安全推進会議を開催して通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の対策について検討し、通学路の整備を図ります。
- 保護者メールの配信等により、不審者情報等を発信し、児童生徒の安全の向上に努めます。

No.41	学校施設の安全性・機能性の向上	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- 学校施設における照明器具や窓等の非構造部材を含めた耐震化を進めます。
- 障がいのある児童生徒にも対応する施設・設備等のユニバーサルデザイン^{※23}化を計画的に進めます。
- ★学校において感染症対策を徹底するために、「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備を進めます。

No.42	学校施設の再整備	重点	見直し	継続
-------	----------	----	-----	----

- ★近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向けて「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や「岩倉市公共施設等総合管理計画」の個別計画である「岩倉市学校施設長寿命化計画」に基づき、今後の学校施設について、中長期的な視点から財政負担の縮減や平準化を考慮しながら、教育環境の質的整備や適正な更新、改修、維持管理等を行います。



バリアフリートイレ

※23 ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

基本目標 2 家庭・地域とともに進める教育の展開

施策 1 保護者・家庭の教育力の向上

保護者と連携を図り、子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供し、保護者・家庭の教育力の向上に努めます。

No.43	家庭教育に関する学習機会の提供	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- 親が子どもの成長と向き合い、親として自立し、“親力(おやぢから)”を高めるため、講座や体験学習等の機会を広げます。
- 子育て期の親向けの小冊子「子育て親育ち十七条」の配布を通じて、子育てに役立つ知識や心構え等を普及します。

No.44	外国にルーツをもつ児童生徒の保護者への働きかけ	重点	見直し	継続
-------	-------------------------	----	-----	----

- ★母語や「やさしい日本語」による配布物を作成したり、外国にルーツをもつ児童生徒の保護者を対象とした保護者会や進路説明会を開いたりして、日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供等、保護者の意識を高める働きかけを行います。

No.45	家庭教育支援体制の整備	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 学校に関する相談や家庭でのしつけ、子どもに対する諸問題等の相談の機会を設けることにより、家庭教育支援を図ります。
- ★各学校の「子どもと親の相談員」やスクールカウンセラー、適応指導教室「おおくす」のカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携により保護者からの相談対応の充実に努めます。
- ★子どもの貧困やヤングケアラー等の今日的な課題に対し、関係機関との連携のもとで実態把握等に努めます。



外国人保護者向け進路説明会



就学時健診時の保護者への講演会

施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成

地域等の人材との協働により、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。また、地域で教育活動を行う団体・組織の活動状況を把握するとともに支援を行います。さらに、すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員としていきいきと行動できるよう、地域住民と子どもが交流する機会を創出します。

No.46	地域組織・市民団体が実施する教育活動への支援	重点	見直し	継続
-------	------------------------	----	-----	----

- 地域の教育力の向上のため、地域の子どもの教育活動を目的とした団体等を支援します。

No.47	地域教育に関わる人材の育成	重点	見直し	継続
-------	---------------	----	-----	----

- 社会教育関係団体等の情報提供を通して人材の発掘及び育成をめざします。
- 地域で教育活動を行う人材の把握、育成及び支援に努めます。
- ★多様な地域学校協働活動^{※24}を促進するためのコーディネーター等の育成・配置に向けて検討を進めます。



通学路安全ボランティアの見守り

※24 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

施策3 青少年の健全育成活動の展開

放課後において、地域等との連携のもとで児童生徒の学びや体験機会の充実を図ります。また、青少年が健やかに育まれるよう、学校・家庭・地域・行政の連携のもとで環境づくりを進めます。

No.48	「放課後子ども総合プラン」の推進	重点	見直し	継続
-------	------------------	----	-----	----

- 放課後に児童が安心して活動ができる場の確保に努めます。
- 学校・家庭・地域との連携により、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実を図ります。

No.49	健全な地域環境づくりの推進	重点	見直し	継続
-------	---------------	----	-----	----

- 青少年問題協議会や同専門委員会を開催し、青少年の非行・被害防止に向けた取組を進めます。
- 青少年の生活実態の把握に努め、日頃の生活や考え方を調査することで、今後の活動方針やこれまでの成果指標としていきます。
- 児童館において、青少年を対象とした居場所づくり事業を実施し、小学生・中学生・高校生間の交流を促進します。

No.50	青少年団体との連携	重点	見直し	継続
-------	-----------	----	-----	----

- 20歳という節目の年齢に、自らが自由な発想のもと企画し、運営する「（仮称）二十歳のつどい」を開催します。「（仮称）二十歳のつどい」では、20歳を祝うとともに関連部署が連携して啓発活動を行い、先人の想いを受け継ぎ守っていく自覚と責任を確認する場となるよう努めます。
- 青少年が成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、各種の青少年団体と連携し、個々の団体の活動実態や団体加入方法の紹介に努めるとともに、その活動を支援します。



新成人のつどい

基本目標 3 生涯を通じた学びあいの定着

施策 1 市民の生涯学習活動を支える環境づくり

生涯学習の必要性を広く市民に周知するとともに、身近な場での講座の実施等、利用しやすい学習機会を提供することで、主体的に生涯学習に関わる市民の増加を図ります。

No.51	生涯学習の必要性に関する啓発	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 生涯学習の必要性に関する意識を高めることを目的としたイベントの開催を検討します。

No.52	生涯学習に関する情報提供の充実	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- より多くの市民が生涯学習に関する情報を得ることができるよう、広報紙や生涯学習センターの掲示板等の多様な媒体を活用し、生涯学習講座等の情報を提供します。

No.53	生涯学習環境の整備	重点	見直し	継続
-------	-----------	----	-----	----

- 本市の生涯学習活動の拠点として、指定管理者制度のもと、生涯学習センターの管理・運営を行います。また、より幅広い市民が活用できるよう、生涯学習センターの利用方法・利用時間の見直し等の検討を進めるとともに、評価体制を整備します。
- 地域集会所、学習等共同利用施設、公会堂等も市民の生涯学習活動に積極的に有効活用できるよう、出張講座等を展開します。



岩倉市生涯学習センターフェスティバル

施策2 現代的課題に対応した学習の推進

複雑化・多様化する現代的な課題に対応するとともに、特に公共の生涯学習として対応すべきものを選定し、高等教育機関や近隣市町、市役所内の関連部署との連携により学習機会の提供に努めます。

No.54	現代的課題に対応した学習プログラムの実施	重点	見直し	継続
--------------	-----------------------------	-----------	------------	-----------

- 多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズの把握に努め、生涯学習講座を開催します。
- 生涯学習講座においては、ライフステージに合わせた趣味や教養、スキルアップを目的とした講座等、様々な課題に対応した学習プログラムを提供します。
- ★「新しい生活様式」を踏まえた生涯学習活動について研究を進め、オンラインの活用や動画の配信など、安心して参加できる学習機会やプログラムの実施を進めます。

No.55	社会人の継続的な学び等への支援	重点	見直し	継続
--------------	------------------------	-----------	------------	-----------

- 高等教育機関と連携するなどし、講座内容・学習機会の充実を図り、社会人のスキルアップにつながる講座の開催または紹介に努めます。
- ★「人生100年時代」を見据え、誰もが継続的な学びができるよう、シニア大学等の内容充実を図るほか、地元企業や商工会への働きかけを行い、機会の拡大を図ります。



生涯学習講座

施策3 市民の主体的活動の活性化

市民が主体的に生涯学習活動を行い、「自分のための学習」にとどまらず、生涯学習の最終的な目標といわれる「自己実現・社会貢献」へ発展的に展開できるよう、必要な支援の提供に努めます。

No.56	サークル・団体の育成・支援の充実	重点	見直し	継続
-------	------------------	----	-----	----

- 市民の生涯学習活動を創出、活性化するため、生涯学習サークル登録制度の適正な運用を図るとともに、サークル活動の発表や相互交流の場の創出に努めるなど、自主的なサークル・団体の育成・支援を図ります。
- ★団体間の連携や活動を支援する人材育成等について検討を進めます。また、将来の担い手となるよう若い世代へインターネットやSNS^{※25}を活用した情報発信に努めます。

No.57	市民の主体的な生涯学習活動の促進・社会参加の支援	重点	見直し	継続
-------	--------------------------	----	-----	----

- 自らの知識・技能・経験を生かしたいと考えている市民が活躍できるよう、市民活動の支援に関わる部署等と連携し、相談体制及びコーディネート機能の充実に努めます。
- 生涯学習を通じて得た知識を地域づくり等の活動に生かせるよう、社会貢献につながる生涯学習講座を企画運営します。



市民自主企画講座「学びの郷」

※25 SNS

「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。

施策4 図書館サービスの充実

子どもの読書活動の推進のため、ボランティアグループの活動や運営を様々な方法で支援するとともに、家庭や学校図書館、図書館等、地域社会全体での連携した取組を進めます。また、市民や子どもたちが図書館等を利用し、読書に親しむことができるよう、図書館環境の充実を図ります。

No.58	図書館資料の充実	重点	見直し	継続
-------	----------	----	-----	----

- はじめて図書館を利用する子どもにも、手にしたい本の案内を用意し、子ども自身が選びやすいようにします。
- 中学生から高校生を対象とした大人への成長期にある10代の若者の興味や関心の高い本を、ヤングアダルトコーナーにおいて幅広く提供します。
- 障がいのある子どものために、ボランティアによる点字図書・録音図書を充実させるほか、布絵本やさわる絵本の収集を行います。
- 市民が興味・関心をもって読書活動に取り組めるよう、市民ニーズを反映した図書の整備に努めます。

No.59	子どもの読書活動の推進	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めるため講演会・研修会・ブックスタート等の読書活動関連の事業を行います。
- あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求め、市内各施設で行われる子どもの読書活動推進につながるイベント情報を図書館が中心となって収集し、提供します。
- 子どもの読書活動を推進するため、読んだ冊数に応じ、「50冊賞・100冊賞」を贈呈することにより参加者の増加を図ります。

No.60	図書館ボランティアの活動支援	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 岩倉図書ボランティアネットワーク会議を開催し、各団体の活動報告や意見交換を通して活動の充実を図ります。
- 図書館や学校以外で活動するボランティアの発掘・育成に努め、ボランティアネットワークへの参加を促進します。
- 図書館が中心的な役割を担い、子どもの読書活動を推進する各団体の連携や協働のあり方について研究・協議する体制を構築します。

- 市民にとって利用しやすい図書館をめざし、配架の工夫をしたり、外国語の案内板等の整備を進めたりします。
 - 児童コーナーについては子どもの目の高さに合わせた本の配置を行い、利用しやすい環境を整備します。
- ★誰もが利用できる図書館とするため、外国にルーツをもつ人や視覚障がいのある人等が利用しやすい書籍の充実、環境整備を進めます。



七夕おはなし会



子ども司書体験



展示コーナー

基本目標 4 文化・芸術を育む風土の醸成

施策 1 文化・芸術にふれる機会の充実

様々な分野からなる文化・芸術に市民がふれる機会を提供するため、多様な文化・芸術事業を推進します。また、市民による文化・芸術活動の発表の機会を充実させます。

No.62	鑑賞機会の提供	重点	見直し	継続
-------	---------	----	-----	----

- 文化・芸術意識の高揚を図るため、質の高い鑑賞・観覧機会を提供することを目的に市民芸術劇場や文化講演会等を開催します。

No.63	創作・発表機会の充実	重点	見直し	継続
-------	------------	----	-----	----

- 文化・芸術活動をしている人たちの発表機会を拡大するため、市民の主体性を引き出しながら、市民文化祭、市民音楽祭の企画運営や、市の行事や公共施設等を活用した創作・発表の機会の充実を図ります。
- ★障がいのある人の文化・芸術活動を支援するため、関係機関、団体等へ活動に関する情報提供を行うとともに、発表機会の創出に努めます。



市民音楽祭



市民文化祭

施策2 「音楽のあるまちづくり」の推進

セントラル愛知交響楽団とこれまで築き上げてきたパートナーシップの維持・発展に努めるとともに、魅力あふれる豊かな市民生活を実現するため、音楽に関わる活動を通じた人のつながりを形成し、市民・音楽家・行政の協働による、「音楽のあるまちづくり」を推進します。

No.64	ジュニアオーケストラの運営	重点	見直し	継続
--------------	----------------------	-----------	------------	-----------

- 音楽を通じて情操豊かな青少年の育成を図るとともに、市民の音楽に対する理解と音楽文化の振興を図るため、音楽のあるまちづくり事業の中心的な存在としてジュニアオーケストラによる定期演奏会をはじめとした各種コンサートへの出演等の活動を推進します。
- ★学校での行事や市のイベントと連携して活動の場を広げ、市民意識の醸成を図ることによって、団員の増加に向けた取組を推進します。

No.65	身近な場所での音楽鑑賞機会の充実	重点	見直し	継続
--------------	-------------------------	-----------	------------	-----------

- 音楽文化の普及のため、ポップスコンサート、児童館コンサート、マタニティーコンサート等を実施します。
- 身近な場所で優れた音楽にふれる機会として、セントラル愛知交響楽団による小中学校音楽鑑賞会や中学校での部活動指導のほか、ロビーコンサートを実施します。
- ★「音楽のあるまちづくり」を浸透させるための効果的な広報・情報発信方法について研究を進めます。



ロビーコンサート



岩倉市ジュニアオーケストラ定期演奏会

施策3 文化・芸術活動を促進する環境整備

市民による自主的な文化・芸術活動を支援することで、文化・芸術活動に取り組む人材・組織の育成を行います。

No.66	市民の文化・芸術活動の振興	重点	見直し	継続
-------	---------------	----	-----	----

- 市民による自主的な文化・芸術活動を通してまちづくりの振興を図るため、まちづくり文化振興助成事業を実施します。
- 市内外の文化・芸術に関する情報を、広報紙やホームページ等を活用し幅広く提供します。

No.67	子どもの文化・芸術活動の促進	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 生涯学習講座において、文化・芸術に関する児童生徒向けの講座を開催することで活動の促進を図ります。
- 伝統文化親子教室事業の補助金や文化・芸術による子どもの育成事業を積極的に活用し、文化・芸術を通して豊かな人間性を育みます。
- ★学校に出向いて行う文化・芸術活動について、検討を進めます。

No.68	文化・芸術活動に取り組む人材・組織の育成	重点	見直し	継続
-------	----------------------	----	-----	----

- 岩倉市文化協会が、今後も市民の手による文化・芸術活動推進の担い手となるよう、活動の活性化につながる情報の提供や若い世代で活動している新規団体の加入促進など、組織の自立と拡大のための支援に努めます。



市民ミュージカル
「ワンダーランド in いわくら
アリスとサンタクロースの物語」



市民茶会

基本目標 5 地域の歴史・文化の次世代への継承

施策1 岩倉市固有の文化に対する理解促進

市民が、岩倉市固有の文化財や伝統文化、歴史に親しみ、自分たちの郷土として誇りをもてるよう、情報の共有や発信等に努めます。

No.69	郷土資料等の収集と保存・展示	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 専門家や市民の協力を得ながら、郷土資料室等の収蔵品の整理分類や有形・無形文化財のデータベース化を計画的に進めます。
- データベース化した文化財はホームページで公開するなど、展示方法の充実を図ります。
- 市民団体の協力により、民俗資料等企画展を開催し、岩倉市の歴史・文化の紹介に努めます。

No.70	地域の歴史・文化に関する周知・啓発	重点	見直し	継続
-------	-------------------	----	-----	----

- 市民が地域固有の文化財、伝統文化、歴史への理解を深め、保護・継承への意識を高められるよう、講座の開催やパンフレット等の配布を行います。
- 織田伊勢守信安・山内一豊の追悼会を行い、郷土の偉人を偲ぶ機会を設けます。

No.71	郷土への愛着を高める地域学習の推進	重点	見直し	継続
-------	-------------------	----	-----	----

- 郷土への愛着とそこに住む誇りを高めるために、市民団体や学校と協力し、郷土の歴史、文化・文化財に関する講座を充実することで、子どもたちへの地域学習の推進を図ります。



岩倉民俗資料企画展



山内一豊誕生地碑

施策2 地域の伝統文化の保存・継承

市民の関心を高め、市民全体で山車文化等地域の伝統文化の保護・継承に努めます。

No.72	山車巡行の継承と情報発信	重点	見直し	継続
-------	--------------	----	-----	----

- 山車保存会と連携し、山車やからくり人形、お囃子の保護と山車巡行の継承を推進するとともに、次代を担う子どもたちの育成や地縁にこだわらない幅広い担い手の発掘ができるような仕組みについて検討します。
- 山車巡行のため、山車の計画的な修繕に必要な支援を行います。
- 山車に関する映像を、ホームページや岩倉駅改札前モニター等で効果的に発信します。

No.73	地域の祭り・伝統文化の継承活動の支援	重点	見直し	継続
-------	--------------------	----	-----	----

- 地域固有の祭りや伝統文化を継承していく活動への支援を行います。



山車巡行



山車（右から大上市場山車・中本町山車・下本町山車）

施策3 文化財の保存と活用

主要遺跡、市指定文化財、その他の主な文化財を適切に管理するため、専門性を有する職員の配置に努めるとともに、専門家や市民の協力を得ながら、文化財の実態を把握し、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護に努めます。

No.74	遺跡・文化財の発掘と保護・管理	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- 専門家や市民の協力を得ながら、文化財の調査や開発に伴う立会い等により、文化財の実態を把握し、必要な場合は指定を行うなど、遺跡・文化財の発掘と保護に努めます。
- 文化財愛護思想の普及と地域ぐるみの防火・防災意識を高めるため、防火訓練等を実施します。

No.75	文化財保護の担い手づくり	重点	見直し	継続
-------	--------------	----	-----	----

- 文化財の適切な保護を推進するため、専門的な知識と見識をもった指導者の確保に努めます。
- 地域の歴史や文化財などを広く市民に伝えていくため、地域の歴史・文化財に関する学習機会を増やし専門知識をもつ人材を育成するとともに、歴史・文化財ガイドとして活躍できる環境を整えます。



下田南遺跡発掘調査



文化財防火デー 防火訓練

基本目標 6 豊かなスポーツライフの実現

施策1 市民主体のスポーツ活動の活性化

体を動かすことによる心身の健康への影響の大切さを周知し、その重要性を伝えるとともに、スポーツを楽しみ、身近な場所で気軽にスポーツに参加できる機会の創出を図ります。

また、スポーツ団体が、市民のスポーツ参加機会の拡充や、人や地域の交流の核となるように支援します。

No.76	スポーツの普及と振興	重点	見直し	継続
-------	------------	----	-----	----

- 市民がよりスポーツを身近に感じられるように、様々な種目のスポーツを気軽に体験できる機会を提供します。
 - 流行のスポーツを取り入れたスポーツ教室を開催することにより、市民の興味・関心を高め、スポーツへの参加を促します。
 - スポーツ推進委員と連携し、地域におけるスポーツの普及を図ります。
 - ホームページや広報紙、ほっと情報メール^{※26}を活用し、市民に対してスポーツイベントやスポーツ団体等に関する情報を提供します。
- ★ボッチャ等の普及を図り、障がい者スポーツの振興を図ります。

No.77	スポーツイベントの開催	重点	見直し	継続
-------	-------------	----	-----	----

- 市民体育祭をはじめ多種にわたるスポーツイベントを開催することにより、幅広いスポーツに参加する機会を提供します。

No.78	スポーツ団体の育成・活動支援	重点	見直し	継続
-------	----------------	----	-----	----

- 育成補助金を通じてスポーツ協会を支援し、団体の育成・発展を図ります。
- スポーツ施設の年間利用の調整や減免措置を行い、活動しやすい環境づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ^{※27}である岩倉スポーツクラブの活動を支援し、幅広い世代によるスポーツ活動を促進します。

※26 ほっと情報メール

岩倉市が配信を希望する登録者に防災・防犯などの情報をお知らせするメール配信サービスのこと。

※27 総合型地域スポーツクラブ

人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。子どもから高齢者までの多世代にわたる、様々なスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの。

No.79	スポーツ指導者の育成	重点	見直し	継続
--------------	-------------------	-----------	------------	-----------

- スポーツ指導者養成講習会等の指導者に関わる研修・講習への参加を支援することにより、指導者の育成に努めます。
- スポーツ活動中の事故等に迅速に対応できるように、普通救命講習会等の講習会への参加機会を提供します。

No.80	子どものスポーツ活動の活性化	重点	見直し	継続
--------------	-----------------------	-----------	------------	-----------

- スポーツ少年団を育成補助金や、活動場所の提供等により支援し、子どものスポーツ活動の活性化を図ります。
- 学校の体育館等の利用について支援し、安定した活動ができるよう環境を整備します。
- キッズヒップホップ等の子どもが楽しめる教室を企画・開催します。



いわくら市民健康マラソン



スポーツクラブ（4コートバレー）



市民体育祭

施策2 競技スポーツの振興

プロスポーツ選手等を招待し、交流し、また指導してもらう機会を提供することで、スポーツへの興味や意欲を高めます。また、県や近隣市町等と連携し、市民のスポーツ技術向上に向けた取組を支援します。

No.81	競技スポーツの振興	重点	見直し	継続
-------	-----------	----	-----	----

- 少年武道大会を開催し、市内外の多くの参加者で競い合うことができる機会を提供することで選手の育成に努めます。
- 愛知県スポーツ協会が主催する「愛知県スポーツ少年大会」に継続して選手を派遣します。

No.82	プロスポーツにふれる機会の充実	重点	見直し	継続
-------	-----------------	----	-----	----

- スポーツ振興事業（スポーツ講演会、スポーツ観戦事業）を通じ、トップアスリートと接することで競技意欲や競技力の向上をめざします。



スポーツ振興事業



青少年剣道大会

施策3 スポーツ環境の整備

地域における身近なスポーツ活動の場を確保するため、学校体育施設の有効活用やスポーツ施設の整備に努めます。

No.83	スポーツ施設の整備	重点	見直し	継続
-------	-----------	----	-----	----

- 総合体育文化センターでは指定管理者制度を導入し、施設の適切な維持管理や民間の手法を取り入れた施設運営を行います。
- スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化をさらに進め、誰もがスポーツに参加できる環境を整えます。
- 市民が安全にスポーツ活動に取り組めるよう、各施設で安全管理対策を充実させます。
- ★活動場所の不足に対し、新たな施設の整備を進めていくとともに、民間施設の活用等、幅広い対策を検討します。

No.84	学校体育施設等の有効活用	重点	見直し	継続
-------	--------------	----	-----	----

- 各小中学校の体育施設を開放し、市民が地域で気軽にスポーツ活動に取り組める環境を提供します。



総合体育文化センター

第4章 推進体制及び数値目標

1 計画の推進体制

(1) 市民への計画の周知と情報の収集・発信

○本市の教育・生涯学習の基本理念や方針、目標等を市民や関係機関等と共有するため、ホームページ等の多様な媒体を活用しつつ、本計画の内容や教育・生涯学習等に関する取組を広く周知します。

(2) 関係機関との連携・協力

○幼稚園等や小中学校、市内の高等学校や近隣市の大学等と連携を強化し、教育現場の実情の把握と情報の共有を図ります。

○教育・生涯学習は、行政の取組全体にわたって横断的に関わるものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。

○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき市長が設置する「岩倉市総合教育会議」で協議される教育に関する重要な事項について、取組への反映に努めます。

(3) 変化する社会情勢等への対応

○社会や市民の教育・生涯学習に対するニーズの変化に対応するため、計画の内容に関わる国等の方針転換があった場合は、適宜、見直しを行います。

2 計画の評価・検証体制

(1) PDCAサイクル^{※28}による進行管理

- 教育委員会内において本計画の進捗管理を行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員会事務の点検・評価を毎年度実施し、各施策・事業の着実な推進を図ります。
- 本計画の数値目標について、毎年度その進捗状況を確認し、結果を分析することで、施策や事業の改善に生かします。

(2) 児童生徒や保護者、市民等の意見の反映

- アンケート等を通じて児童生徒や保護者、市民の教育・生涯学習に関するニーズを把握し、その結果を施策・事業等に反映します。
- 計画の進捗状況や各種のデータ、アンケート調査結果等を広く市民や保護者に公表することで、家庭・地域と情報・課題を共有し、協働による取組を強化します。

※28 PDCAサイクル

業務の円滑な遂行や環境の改善を図るための行動プロセスの一つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されているため、PDCAサイクルといわれる。

3 数値目標一覧

施策ごとに数値目標を設定し、その達成状況を確認します。

基本目標1 「まちづくり人」を育む教育の推進

施策1 子育て支援の推進					
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8	
3歳未満児保育の受入児童数(人)	年度当初の在籍児童数	249 (H28)	360 (R3)	280	
子育て支援施設利用者数(人)	子育て支援センターの年間延べ利用人数	12,261	5,140	13,000	
施策2 確かな学力の育成					
学校で好きな授業がある児童の割合(%)	アンケート調査の「学校で好きな授業がありますか」の問いに対して「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と回答する児童の割合	93.4 (H28)	93.2	94.0	
先生から示される課題や、学級やグループの中で、自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合(%)	全国学力・学習状況調査の「先生から示される課題や、学級やグループの中で、自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答する児童生徒の割合	小学生： 74.2 (H28)	78.9	78.0	
		中学生： 64.8 (H28)			
友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童の割合(%)	全国学力・学習状況調査の「学校で好きな授業がありますか」の問いに対して「そう思う」または「どちらかといえば、そう思う」と回答する児童の割合	68.9 (H28)	77.2	72.0	
施策3 豊かな心・たくましい体の育成					
自分によいところがあると思う児童の割合(%)	全国学力・学習状況調査の「自分には、よいところがあると思いますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童の割合	74.6 (H28)	65.2	77.0	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	全国学力・学習状況調査の「将来の夢や目標を持っていますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合	小学生： 86.4 (H28)	80.3	87.0	
		中学生： 68.0 (H28)			
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合(%)	全国学力・学習状況調査の「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の問いに対して「当てはまる」または「どちらかといえば当てはまる」と回答する児童生徒の割合	小学生： 92.7 (H28)	94.2	94.0	
		中学生： 92.6 (H28)			
施策4 給食等を通じた食育の推進					
学校給食における県内産野菜の使用割合(%)	学校給食で使用する食材における岩倉産・県内産食材の使用割合(重量ベース)	県内産： 38.3	35.8	43.0	
		岩倉産： 9.4			

朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (%)	全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日食べている」に対して「している」と回答する児童生徒の割合	小学生： 85.6 (H28)	72.6	88.0
		中学生： 81.8 (H28)	75.1	84.0
施策5 学校における教育体制の整備				
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8
保護者メールに登録している人の割合 (%)	登録保護者数÷児童生徒数	小学生： 94.9	97.5	97.0
		中学生： 87.4	96.1	90.0
運動部活動外部講師導入	実施	未実施	実施	実施
教育活動に参加した地域等人材の人数 (人)	市内小中学校において、年度内に教育活動に参加した地域等人材の延べ人数	592	261	610
施策6 安心して学べる環境づくり				
「安心して学べる環境づくりに努めている」と回答した保護者の割合 (%)	保護者アンケートにおいて、「安心して学べる環境づくりに努めている」と回答した保護者の割合	86.5	88.2	90.0

基本目標2 家庭・地域とともに進める教育の展開

施策1 保護者・家庭の教育力の向上				
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8
子育て親育ち講座の受講者数 (人)	年度内に子育て親育ち講座を受講した延べ人数	3,309	665	3,500
施策2 地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成				
地域の子どもの教育活動を目的とした団体数 (団体)	社会教育関係団体の登録数	7	7	11
施策3 青少年の健全育成活動の展開				
1館あたりの1か月の児童館利用者数 (人)	年度の児童館の延べ利用者数÷児童館数 (7館) ÷12か月	1,737	806	2,000
青少年健全育成啓発事業参加人数 (人)	年度内に青少年健全育成街頭啓発活動の延べ参加者数	220	事業中止	240

基本目標3 生涯を通じた学びあいの定着

施策1 市民の生涯学習活動を支える環境づくり				
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8
生涯学習講座への参加者数 (人)	年度内に生涯学習センターで実施する生涯学習講座の延べ参加者数	2,841	1,164	3,000
施策2 現代的課題に対応した学習の推進				
生涯学習講座開催数 (講座)	年度内に生涯学習センターで実施する生涯学習講座数	94	59	105
高等教育機関等と連携した講座数 (講座)	年度内に高等教育機関等と連携して実施した講座開催数	1	1	5

施策3 市民の主体的活動の活性化				
生涯学習サークル数 (団体)	生涯学習サークル団体数 (各年度4月1日時点)	102	80	120
社会教育関係団体数 (団体)	社会教育関係団体登録団体数 (各年度4月1日時点)	28	25	32
施策4 図書館サービスの充実				
読み聞かせ等の講座参加者数 (人)	年度内に実施する講座の延べ参加者数	60	事業中止	75
児童図書の貸出し冊数 (冊)	年度内の児童図書の貸出総数	99,063	82,152	105,000
図書館の貸出し人数 (人)	年度内の図書館全体の貸出し延べ人数	60,786	41,923	64,500

基本目標4 文化・芸術を育む風土の醸成

施策1 文化・芸術にふれる機会の充実				
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8
市民文化祭出品者数 (人)	市民文化祭に作品等を出品した延べ人数	3,271	1,315	4,000
施策2 「音楽のあるまちづくり」の推進				
ジュニアオーケストラ団員数 (人)	ジュニアオーケストラの団員数 (各年度4月1日時点)	44 (H28)	31 (R3)	55
ポップスコンサート来場者数 (人)	ポップスコンサートに来場した延べ人数	358	107	420
ロビーコンサート来場者数 (人)	ロビーコンサートに来場した延べ人数	912	事業中止	1,000
施策3 文化・芸術活動を促進する環境整備				
文化協会加入者数 (人)	岩倉市文化協会に加入している人数	579	684	680

基本目標5 地域の歴史・文化の次世代への継承

施策1 岩倉市固有の文化に対する理解促進				
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8
郷土資料のデータベース化の整備率 (%)	郷土資料のうち、データベース化したものの割合	30.0	48.0	95.0
施策2 地域の伝統文化の保存・継承				
岩倉市山車保存会会員数 (人)	3町の山車保存会の会員数	860	707	900
施策3 文化財の保存と活用				
指定文化財件数 (件)	岩倉市内にある国・県・市指定文化財の件数	19	18	23

基本目標6 豊かなスポーツライフの実現

施策1 市民主体のスポーツ活動の活性化					
指標名	指標の説明	当初値 H27	実績値 R2	目標値 R8	
スポーツ教室の参加者数 (人)	年度内に実施するスポーツ教室の参加者数	318	284	430	
スポーツ振興事業の開催数 (回)	年度内に実施するスポーツ振興事業の開催数	17	1	18	
スポーツ協会加盟団体数(団体)	岩倉市スポーツ協会に加盟する団体数(各年度4月1日時点)	49 (H28)	45	49	
スポーツクラブ会員数(人)	岩倉スポーツクラブの会員数	83	73	100	
施策2 競技スポーツの振興					
全国大会等出場者(件)	スポーツ協会スポーツ競技全国大会等出場者奨励金支給件数	23	5	30	
施策3 スポーツ環境の整備					
公共スポーツ施設及び小中学校体育館利用者(人)	年度内に公共スポーツ施設及び小中学校体育館を利用した延べ利用人数	612,171	326,613	680,000	

資料編

1 策定の経過

年月	実施事項
令和3年 8月27日	第1回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（書面開催）
11月2日	第1回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第2部会）
11月8日	第1回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（第1部会）
令和4年 1月11日	第2回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会
1月17日～ 2月16日	パブリックコメントの実施
3月8日	第3回 岩倉市教育振興基本計画推進委員会（中止）

2 検討組織

(1) 岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく岩倉市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進等を図るための岩倉市教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (3) その他基本計画並びに前号の点検及び評価に関し、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内小中学校の保護者の代表者
- (3) 市内小中学校教員の代表者
- (4) 各種団体の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(評価部会)

第8条 第3条第2号に規定する所掌事項を審議するため、委員会に評価部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、教育委員会が指名した委員4人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した部会に属する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育子ども未来部学校教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(岩倉市教育委員会評価委員会条例の廃止)

2 岩倉市教育委員会評価委員会条例（平成26年岩倉市条例第5号）は、廃止する。

(岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 岩倉市教育振興基本計画推進委員会委員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名
愛知教育大学 教授	◎ 土屋 武志
岐阜大学地域協学センター センター長・教授	○ 益川 浩一
岩倉北小学校 P T A会長	岩田 健一
岩倉中学校 P T A会長	山田 勇雄
五条川小学校 校長	藤田 雅則
岩倉中学校 校長	高御堂 勝久
特別支援教育担当教諭	奥田 祐一
日本語・ポルトガル語適応指導教室 室長	加藤 洋子
栄養教諭	小林 亜衣
音楽担当教諭	田中 真理奈
スポーツ担当教諭	白武 めぐみ
文化財保護委員会 委員長	関戸 祐一
文化協会 副会長	河村 和美
婦人会 顧問	寺澤 陽子
社会教育委員の会議 委員長	内藤 和子
図書館協議会 委員長	小杉 美智子
スポーツ協会 会長	永井 可元
スポーツ協会 理事長	今井 秀明
スポーツ推進委員 委員長	武藤 栄司
岩倉幼稚園 園長	町田 竜介

◎…委員長 ○…副委員長

3 用語集

あ行

アイシーティー ICT (情報通信技術)	「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」の略称で、IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。
アウトリーチ	通常の活動の場では接する機会が少ない人々に、興味と関心を持たせるために、企画者側から働きかけ、様々な機会を提供する活動。
イーエスディー ESD	「Education for Sustainable Development」の略で、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。
エスエヌエス SNS	「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。
エスディーゴーズ SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な世界を実現するための環境、エネルギー、教育、ジェンダーなどの合計 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
オージェイティー OJT	「On the Job Training」の略称で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法のこと。

か行

学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
学校評議員制度	地域に開かれた学校づくりに向けて、学校長が地域住民の意見を幅広く聴取するための制度のこと。
学校法務アドバイザー	不登校、いじめ、教職員と保護者のトラブル等、学校で起きる様々な問題の解決に向け、法律に照らして、学校がどのように対応すべきかを中立な立場で指導・助言する弁護士のこと。
合理的配慮	障がいのある人と健常者との均等な機会や待遇の確保、障がいのある人の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための必要な措置のこと。
子ども家庭総合支援拠点	すべての子どもの権利を擁護するために、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情を把握し、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務が一元的に提供できるように、地域の資源を把握し、有機的につなぐことができる機能を担う拠点。

さ行

サポートブック	子どもの成長の記録として保護者の方が記入するもの。記入することによって、子どもの成長を確認するとともに、子どもに関わる関係機関と情報を共有し、成長に向けた支援を組み立てるためのもの。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
スクールカウンセラー	子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員のこと。

スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識を有する社会福祉士等で、子どもや家庭が置かれた様々な環境の問題（不登校・いじめ・虐待等）の背景や原因を見極め、子どもや家庭に働きかけるだけでなく、福祉機関等と連携して問題解決に向け働きかけを行う職員のこと。
セレクト給食	児童生徒が複数のおかずの中から献立を自由に選べる給食のこと。
全国学力・学習状況調査	小中学生の学力や学習状況を把握するために文部科学省が実施する調査。小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に行われる。学力テストと生活習慣、学習環境に関するアンケート調査。
総合型地域スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。子どもから高齢者までの多世代にわたる、様々なスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの。
ソサエティ Society 5.0	I o T、ロボット、人工知能（A I）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会のこと。

た行

地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
地産地消	地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。
通級指導教室	通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒のうち、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。

は行

ピーディーシーエー P D C Aサイクル	業務の円滑な遂行や環境の改善を図るための行動プロセスの一つ。P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（確認）、A c t i o n（行動）の4つで構成されているため、P D C Aサイクルといわれる。
ファミリー・サポート・センター	保護者が仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境づくりのため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が互いに助け合う会員組織のこと。
ほっと情報メール	岩倉市が配信を希望する登録者に防災・防犯などの情報をお知らせするメール配信サービスのこと。

ま行

メンタルフレンド	ふれあいを通じて児童生徒の健全な育成を援助する人のこと。
----------	------------------------------

や行

ヤングケアラー	本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。

岩倉市教育振興基本計画【改訂版】

発行 : 岩倉市教育委員会
編集 : 岩倉市教育こども未来部学校教育課
住所 : 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
TEL : (0587) 38 - 5818 (直通)
発行年月 : 令和 4 年 3 月